

# 官報

号外  
平成二十三年五月十七日

## ○第百七十七回国 衆議院會議録 第二十号

平成二十三年五月十七日(火曜日)

### 議事日程 第十四号

平成二十三年五月十七日

午後一時開議

- 第一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第五 総合特別区域法案(内閣提出)

### ○本日の会議に付した案件

- 裁判官訴追委員辞職の件  
裁判官訴追委員の選挙

平成二十三年五月十七日 衆議院會議録第二十号

裁判官訴追委員辞職の件 裁判官訴追委員の選挙 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

裁判官訴追委員辞職の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

裁判官訴追委員赤松広隆君から、訴追委員を辞職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、許可することに決まりました。

裁判官訴追委員の選挙

○議長(横路孝弘君) つきましては、裁判官訴追委員の選挙を行います。

○小宮山泰子君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官訴追委員に前原誠司君を指名いたします。

日程第一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長松崎公昭君。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松崎公昭君登壇〕

○松崎公昭君 た、いま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定による選挙の期日を延期する等の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

統一地方選挙対象外の地方公共団体についても、東日本大震災の影響のため選挙を行うべき期

間においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村及び当該市町村の区域を包括する県の議会の議員または長の選挙の期日は、現行法の施行日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日とするものであります。

あわせて、任期を延長する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十二日に本委員会に付託され、翌十三日に、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第二、資本市場及び金

融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。財務金融委員長石田勝之君。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

(石田勝之君登壇)

○石田勝之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、新株予約権無償割り当てによる増資に係る開示制度等の整備、特定融資枠契約の借り主の範囲拡大、銀行、保険会社等金融機関本体によるファイナンスサービスの活用、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、英文開示の範囲拡大、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応、投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十七日、参議院において修正議決の上、本院に送付され、五月十日当委員会に付託されました。

委員会においては、十一日、自見国務大臣から提案理由の説明を聴取し、次いで、参議院における修正部分について修正案の提出者から趣旨の説

明を聴取し、十三日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第三、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案、日程第四、航空法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長古賀一成君。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

航空法の一部を改正する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

(古賀一成君登壇)

○古賀一成君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案について申し上げます。

本案は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西における航空輸送需要の拡大を図るため、国土交通大臣による両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、両空港を運営する新関西国際空港株式会社設立等について定めるとともに、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の返済を図るため、両空港に係る公共施設等運営権の設定を行うために必要な措置等を定めるものであります。

次に、航空法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証

明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月十日日本委員会に付託され、翌十一日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日、質疑を行い、質疑終了後、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、また、航空法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 総合特別区域法案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第五、総合特別区域法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長荒井聰君。

総合特別区域法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(荒井聰君登壇)

○荒井聰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、政府は、閣議決定により、国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における施策の推進を図るための基本的な方針を定めることとしております。

第二に、内閣総理大臣による総合特別区域の指定及び総合特別区域計画の認定等の手続を定めております。

第三に、国と地方の協議会について定めております。

第四に、総合特別区域において講ずることができるとする特別の措置として、規制の特例措置、課税の特例等について定めております。

第五に、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部を置くこととしております。

本案は、去る四月十九日本委員会に付託され、翌二十日片山国土大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十二日質疑に入り、五月十三日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会

出席国務大臣

|        |        |
|--------|--------|
| 総務大臣   | 片山 善博君 |
| 国土交通大臣 | 大畠 章宏君 |
| 国務大臣   | 自見庄三郎君 |

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

預金保険法の一部を改正する法律

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨十六日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 富田 茂之君(理事富田茂之君昨十六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

|        |        |
|--------|--------|
| 辞任     | 補欠     |
| 小里 泰弘君 | 西村 康稔君 |
| 金田 勝年君 | 永岡 桂子君 |
| 馳 浩君   | 伊東 良孝君 |
| 伊東 良孝君 | 馳 浩君   |

永岡 桂子君 金田 勝年君  
西村 康稔君 小里 泰弘君

議院運営委員  
補欠

齋藤 健君 永岡 桂子君  
服部 良一君 照屋 寛徳君  
永岡 桂子君 齋藤 健君  
照屋 寛徳君 服部 良一君  
一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

岸本 周平君 渡辺 義彦君  
坂口 岳洋君 高井 崇志君  
松岡 広隆君 山岡 達丸君  
鴨下 一郎君 あべ 俊子君  
中川 秀直君 田中 和徳君  
高井 崇志君 坂口 岳洋君  
山岡 達丸君 松岡 広隆君  
渡辺 義彦君 岸本 周平君  
あべ 俊子君 鴨下 一郎君  
田中 和徳君 中川 秀直君

外務委員

勝又恒一郎君 高橋 英行君  
山花 郁夫君 櫛渕 万里君  
金田 勝年君 馳 浩君  
高橋 英行君 長尾 敬君  
櫛渕 万里君 山花 郁夫君  
長尾 敬君 勝又恒一郎君  
馳 浩君 金田 勝年君

財務金融委員

東 祥三君 初鹿 明博君  
中林美恵子君 空本 誠喜君  
吉田 泉君 石田 三示君  
徳田 毅君 あべ 俊子君  
あべ 俊子君 徳田 毅君  
石田 三示君 吉田 泉君  
空本 誠喜君 中林美恵子君  
初鹿 明博君 東 祥三君

文部科学委員

石井登志郎君 大西 健介君  
富田 茂之君 斉藤 鉄夫君  
大西 健介君 石井登志郎君  
斉藤 鉄夫君 富田 茂之君

経済産業委員

梶山 弘志君 金子 恭之君  
金子 恭之君 梶山 弘志君

国土交通委員

阿知波吉信君 皆吉 稲生君  
石関 貴史君 相原 史乃君  
糸川 正晃君 川越 孝洋君  
三村 和也君 井戸まさえ君  
矢崎 公二君 奥野総一郎君  
赤澤 亮正君 小泉進次郎君  
徳田 毅君 竹本 直一君  
二階 俊博君 橘 慶一郎君  
三ッ矢憲生君 松本 純君

竹内 譲君 遠藤 乙彦君  
亀井 静香君 下地 幹郎君  
井戸まさえ君 小原 舞君  
川越 孝洋君 森本 和義君  
竹本 直一君 馳 浩君  
森本 和義君 金森 正君  
相原 史乃君 石関 貴史君  
小原 舞君 三村 和也君  
奥野総一郎君 矢崎 公二君  
金森 正君 糸川 正晃君  
皆吉 稲生君 阿知波吉信君  
小泉進次郎君 赤澤 亮正君  
橘 慶一郎君 二階 俊博君  
馳 浩君 徳田 毅君  
松本 純君 三ッ矢憲生君  
遠藤 乙彦君 竹内 譲君  
下地 幹郎君 亀井 静香君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員  
打越あかし君 石田 三示君  
生方 幸夫君 谷田川 元君  
大串 博志君 大西 孝典君  
川村秀三郎君 杉本かずみ君  
佐々木隆博君 村上 史好君  
城島 光力君 藤田 憲彦君  
高井 美穂君 櫛渕 万里君  
畑 浩治君 道休誠一郎君  
三ッ矢 光男君 松岡 広隆君

山口 壯君 森本 哲生君  
金田 勝年君 西村 康稔君  
小泉進次郎君 橘 慶一郎君  
佐田玄一郎君 木村 太郎君  
遠山 清彦君 稲津 久君  
富田 茂之君 大口 善徳君  
山内 康一君 柿澤 未途君  
下地 幹郎君 田中 康夫君  
櫛渕 万里君 空本 誠喜君  
松岡 広隆君 横糸 勝仁君  
村上 史好君 井戸まさえ君  
西村 康稔君 江藤 拓君  
空本 誠喜君 磯谷香代子君  
井戸まさえ君 佐々木隆博君  
石田 三示君 打越あかし君  
磯谷香代子君 高井 美穂君  
大西 孝典君 大串 博志君  
杉本かずみ君 川村秀三郎君  
道休誠一郎君 畑 浩治君  
藤田 憲彦君 城島 光力君  
森本 哲生君 山口 壯君  
谷田川 元君 生方 幸夫君  
横糸 勝仁君 三ッ矢 光男君  
江藤 拓君 金田 勝年君  
木村 太郎君 佐田玄一郎君  
橘 慶一郎君 小泉進次郎君  
稲津 久君 遠山 清彦君  
大口 善徳君 富田 茂之君  
柿澤 未途君 山内 康一君  
田中 康夫君 下地 幹郎君

(特別委員長選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

郵政改革に関する特別委員

|        |        |
|--------|--------|
| 阿知波吉信君 | 赤松 広隆君 |
| 糸川 正晃君 | 大西 孝典君 |
| 加藤 学君  | 梶原 康弘君 |
| 金子 健一君 | 京野 公子君 |
| 楠田 大蔵君 | 小室 寿明君 |
| 近藤 和也君 | 佐々木隆博君 |
| 菅川 洋君  | 田島 一成君 |
| 高井 崇志君 | 武正 公一君 |
| 玉木雄一郎君 | 玉置 公良君 |
| 津島 恭一君 | 寺田 学君  |
| 永江 孝子君 | 野田 国義君 |
| 福島 伸享君 | 藤田 大助君 |
| 牧野 聖修君 | 湯原 俊二君 |
| 横光 克彦君 | 和嶋 未希君 |
| 斉藤 鉄夫君 | 西 博義君  |
| 塩川 鉄也君 | 重野 安正君 |
| 山内 康一君 | 田中 康夫君 |

(特別委員長互選)

一、去る十三日、郵政改革に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

(特別委員長辞任)

一、去る十三日、特別委員会において、次の委員長の辞任を許可した。

消費者問題に関する特別委員長

生方 幸夫君

(特別委員長補欠選任)

一、去る十三日、特別委員会において、次のとおり委員長を補欠選任した。

消費者問題に関する特別委員長

石毛 鏡子君

(理事互選)

一、去る十三日、郵政改革に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

|        |        |
|--------|--------|
| 糸川 正晃君 | 楠田 大蔵君 |
| 佐々木隆博君 | 武正 公一君 |
| 津島 恭一君 | 斉藤 鉄夫君 |

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 大山 昌宏君 | 小林 正枝君 |
| 柿沼 正明君 | 大西 孝典君 |
| 北村 茂男君 | 永岡 桂子君 |
| 二階 俊博君 | 長島 忠美君 |
| 佐々木憲昭君 | 塩川 鉄也君 |
| 中島 隆利君 | 重野 安正君 |
| 小林 正枝君 | 大山 昌宏君 |
| 大西 孝典君 | 柿沼 正明君 |
| 永岡 桂子君 | 北村 茂男君 |
| 長島 忠美君 | 二階 俊博君 |
| 塩川 鉄也君 | 佐々木憲昭君 |
| 重野 安正君 | 中島 隆利君 |

青少年問題に関する特別委員

辞任 補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 山田 良司君 | 金森 正君  |
| 横糸 勝仁君 | 宮崎 岳志君 |
| 金森 正君  | 山田 良司君 |
| 宮崎 岳志君 | 横糸 勝仁君 |

消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 佐藤ゆうこ君 | 太田 和美君 |
| 山口 和之君 | 柳田 和己君 |
| 柴山 昌彦君 | 橋慶一郎君  |
| 吉野 正芳君 | 松野 博一君 |
| 太田 和美君 | 佐藤ゆうこ君 |
| 柳田 和己君 | 山口 和之君 |
| 橋慶一郎君  | 柴山 昌彦君 |
| 松野 博一君 | 吉野 正芳君 |

(議案提出)

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

以上四件 外務委員会 付託

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六八八号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件  
日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

預金保険法の一部を改正する法律案

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案撤回申し出)

一、昨十六日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。

国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案(小沢一郎君外四名提出、第七百七十四回国会衆法第二〇号)

衆議院規則の一部を改正する規則案(小沢一郎君外四名提出、第七百七十四回国会衆規第一号)

(議案撤回承諾及び通知)

一、去る十二日、本院は、次の内閣提出案の撤回を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(第七百七十四回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

六月五日投票の青森県知事選挙における菅内閣の姿勢に関する質問主意書(木村太郎君提出)

東日本大震災により発生したがれき処理に係る政府の対応等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ロシアによる国後島及び択捉島における軍事拠点の構築に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

日米安保共同宣言先送りに関する質問主意書(木村太郎君提出)

地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「ふるい下米」販売に対する日本農林規格法の表示義務化に関する再質問主意書(木村太郎君提出)

外国人漁業の規制に関する法律の適用に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出特別支援学校の過密化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出海賊対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出海賊対処法の適用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐藤勉君提出東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故への対応に関する質問に対する答弁書

平成二十三年五月二日提出  
質問 第一五八号

特別支援学校の過密化に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

特別支援学校の過密化に関する質問主意書

少子化が進む一方、公立の特別支援学校の児童生徒数は、この十年間で三万人以上も増え、平成二十二年年度には全国で十一万七千九百六十八人上り、同年五月時点で、教室の不足数は四千八百十教室。また教職員も不足し、同年度の充足率は全国において九十七・八％で、三十三道県で定数を割った。

自公政権時の平成十九年度に、一般の小中学校の通常学級と特別支援学級、特別支援学校が連携しながら障害児教育に取り組む特別支援教育が始まったが、今後自閉症や注意欠陥、多動性障害など発達障害と診断される子どもの入学が増えること予想され、早急に、これまでなかった特別支援学校の学校設置基準を定め、子どもの安全確保を図り、障害児教育の質を向上させることが急務と考える。

従って、次の事項について質問する。  
一 昨今少子化が進む一方、公立の特別支援学校の児童生徒数が急増している要因をどのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。  
二 一に関連し、特別支援学校の中には、五十学級あるにも拘らず、個々の障害に合わせて発達を支援する自立活動の教師が五人しか配置されていないところもあるが、今後国としてどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

級あるにも拘らず、個々の障害に合わせて発達を支援する自立活動の教師が五人しか配置されていないところもあるが、今後国としてどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

三 一と二に関連し、発達障害など軽度の子どもの多くが、通常学級ではなく特別支援学校を選んでおり、また小中学校内でも通常学級から特別支援学級、更には特別支援学校に移っている

と聞かすが、これについてどのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。

四 一と三に関連し、子どものことを考えると、小中学校の通常学級における障害児教育の質を向上させることが不可欠である。財政難の自治体では、意に反して特別支援学校の過密化が一層進んでいると聞かすが、国として今後どのように支援していくのか、菅内閣の見解如何。

五 一と四に関連し、これまで特別支援学校に学校設置基準がないことから、過密化を助長していると考えられる。特に特別教室を転用、または教室を増設することによる災害時の安全性確保のため、設置基準を定めることが早急に必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

六 一と五に関連し、特別支援学校の教師が中心となり、派遣など各小中学校との自由な人事交流を促進することが障害児教育の質を向上させる源泉と考えるが、菅内閣の見解如何。

七 平成二十三年度予算では、障害児教育についてどのように反映しているのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第一五八号

平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出特別支援学校の過密化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出特別支援学校の過密化に関する質問に対する答弁書

一について

公立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の数は、平成二十二年五月一日時点で約十一万八千人となっており、平成二十二年五月一日時点の数と比較すると、約三万二千人増加している。

平成十九年度に文部科学省が都道府県教育委員会に対して行った調査によれば、公立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の数が増加している要因として、保護者の間に特別支援学校における教育に対する理解が深まったこと等が挙げられているところである。

二について

特別支援学校における教職員の具体的配置については、地域の実情等を踏まえ、各教育委員会等において適切に行われるべきものであると考えるが、各都道府県ごとの公立の特別支援学校の小学部及び中学部に係る教職員定数の標準については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）において、各都道府県等ごとの公立の特別支援学校の高等部に係る教職員

定数の標準については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）において、それぞれ定められており、これらの教職員定数については、特別支援学校において自立活動に係る指導を担当する教員の必要数を考慮の上、算定されているところである。

三について

公立の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、平成二十二年五月一日時点で約十四万五千人となっており、平成二十二年五月一日時点の数と比較すると、約七万三千人増加している。特別支援学級に在籍する児童生徒の数が増加している要因は明らかではないが、教育上特別の支援を必要とする児童生徒について、特別支援学校に在籍させて指導を実施するか、小中学校の特別支援学級に在籍させて指導を実施するか等については、当該児童生徒の障害の状態等に応じて、各教育委員会や各学校の校長が適切に判断しているものと考えている。

四について

小中学校における特別支援教育の充実を図るためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があると考えており、特別支援学校以外の学校の教員の普通免許状を取得する際に修得することが必要な科目に、「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に関する事項を含めているほか、文部科学省から都道府県教育委員会等に対し、小中学校において教員向けの特別支援教育に関する研修を実施するよう指導しているところであ

る。また、公立の小中学校等において教員と連携しながら障害のある児童生徒等に対して学習活動上の支援等を行う「特別支援教育支援員」の配置に係る経費について、地方財政措置を行っているところである。今後とも、小中学校において適切な特別支援教育が行われるよう必要な支援を行ってまいりたい。

五について

特別支援学校については、在籍する児童生徒等の障害の状態に応じ、必要となる施設や設備が様々であることから、その施設や設備について一律の基準を設けることは困難であると考え。なお、文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、特別支援学校における教室不足について教育上の支障が生じないよう適切な対応に努めるよう指導しているほか、「特別支援学校施設整備指針」（平成二十三年三月二十四日文部科学省大臣官房文教施設企画部策定）を策定し、災害時における学校の安全性の確保を促しているところである。

六について

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十四条において、特別支援学校は、小中学校等の要請に応じて、障害のある児童生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとされているところ、文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、特別支援学校が、その専門的な知識や技能をいかし、小中学校等の要請に応じて、障害のある児童生徒等のための個別の指導計画の作成等の援助を行う

こと等により、各地域における特別支援教育の中心的役割を果たすよう指導しているところである。

七について

平成二十三年度予算においては、特別支援教育のための就学奨励に係る負担金等や、特別支援教育の体制整備を総合的に推進するための「特別支援教育総合推進事業」に要する経費など、特別支援教育の推進に必要な経費として、九十億七千万四千円を計上しているところである。今後とも、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の一人一人に対し、きめ細かな対応を行うことができるよう、特別支援教育の推進に努めてまいりたい。

平成二十三年五月二日提出  
質問 第一五九号

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問主意書

提出者 馳 浩

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問主意書

前回質問主意書にて、日本の調査捕鯨船に対するシー・シェパードの妨害行為について政府の見解を質し、答弁書（内閣衆質一七七第一二三号）を受けたが、更に具体的な内容を確認したく、再度以下の事項について質問する。

一 前回質問主意書の三に対する答弁で「内閣官房を中心に関係省庁が連携し、これまでの妨害事例を検討の上、調査捕鯨船団の自衛措置の強

化に対する支援を行う」とあるが自衛措置の強化とは、具体的にどのようなことが実行されたのか示されたい。

二 同じく前回質問主意書の三にて「調査捕鯨船団の船員等の安全を確保するために海上保安官が乗船する」との答弁を受けたが、海上保安官何名がどのような態勢で乗船したのか。また、それによりどのような効果があったと考えられるか政府の見解を示されたい。

三 報道によると、三月六日、豪警察が帰港したシー・シェパード抗議船のステイプ・アーウィン号とボブ・バーカー号の二隻に対して強制捜査を行ったとされる。抗議船の一隻が豪船籍であることから、豪の国内法で立件に踏み切れるかどうかが焦点とされているが、政府の見通しと見解について示されたい。

四 前回質問主意書の八に対する答弁で「公海上でのシー・シェパードの妨害行為を取り締まるための法整備は困難」との旨の見解を示されたが、それではシー・シェパードの妨害行為に対して「海賊対処法」適用の是非について政府の見解を示されたい。

五 前回質問主意書の九に対する答弁で「今後の捕鯨の在り方については、鯨類は重要な水産資源であり、科学的根拠に基づき持続可能な利用を図るべき」との考えを示されたが、昨今、鯨肉の需要が減少していることについて、その原因と政府の認識は如何。また今後の調査捕鯨への影響について見解を示されたい。

内閣衆質一七七第一五九号  
平成二十三年五月十三日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問に対する答弁書

一について

シー・シェパードを含む反捕鯨団体による妨害行為に対し、妨害行為を予防するための船舶の派遣、放水設備の改善等、調査捕鯨船団の自衛措置の強化に対する支援措置を講じたところである。

二について

お尋ねの調査捕鯨船に乗船した海上保安官の態勢及び海上保安官の乗船による効果については、今後の調査捕鯨船団及びその乗組員の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

他国が行う捜査の見通しについては、政府としてお答えすべき立場にはないが、豪州連邦警察による捜査が、シー・シェパードによる不法な妨害行為の防止につながることを期待している。

四について

シー・シェパードによる南極海鯨類捕獲調査

へのこれまでの妨害行為は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)第二条に規定する海賊行為に該当するとは考えていない。

五について

鯨肉の生産量及び輸入量並びに流通在庫量から推定される国内の鯨肉の消費量は、近年では、平成十八年までは増加傾向で推移し、平成十九年以降は減少しているが、その原因は明らかではない。なお、お尋ねの「今後の調査捕鯨への影響」の趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国の調査捕鯨は、鯨資源の適正な利用と管理問題の解決に必要な科学的知見を収集することを目的として行われており、そのために必要な頭数を捕獲することとしている。

平成二十三年五月二日提出  
質問 第一一六〇号

海賊対策に関する質問主意書

提出者 馳 浩

海賊対策に関する質問主意書

海賊による被害が深刻な状況を迎えている。ソマリア周辺海域では、日本を含めた、関係各国の軍艦が警備にあたっており、海賊対策に一定の効果は見受けられるが、収束する気配は見られない。海賊の出没範囲の拡大や、重火器の使用、乗っ取りと言った海賊行為がより過激化していることも大きな問題とされる。護衛にあたる関係各国が連携を深め、警護活動の強化と効率化による徹底した海賊対策の必要性が迫られている。従って、次の事項について質問する。

一 海賊とはどのような存在で、如何なる脅威を及ぼすと考えられるか政府の見解を示されたい。

二 近年、日本関係船舶における海賊の被害件数は減少傾向にあったが、昨年は十五件(前年比十件増)と急増した。海賊被害が上昇に転じたことについて、原因をどのように分析しているか見解を示されたい。

三 二に関連して、昨年の海賊行為による日本関係船舶の被害状況について、船体の被害や窃盗事案等を勘案し、被害額はどの程度算出しているか、把握する数字を示されたい。

四 昨年十月、日之出郵船が運航する貨物船「IZUMI」(パナマ船籍)がケニア・モンバサ沖で海賊に襲撃され、船舶を乗っ取られる事件が発生した。その後、本年、二月二十五日に海賊から解放されたことが、EUの海賊対処部隊により明らかにされた。「IZUMI」が解放された経緯と乗組員のフィリピン人二十名の安否について明らかにされたい。

五 四に関連して、解放にあたり身代金の有無は如何。また、身代金を要求された事実があった場合、その支払いに応じたのか、政府の把握する事実関係を示されたい。

六 現在の所、日本人が海賊に誘拐された事案は報告されていないが、今後、万が一、そのようなケースが発生した場合、如何なる対応を行い、救出することを想定しているか、政府の見解を示されたい。

七 ソマリア周辺海域における海上自衛隊護衛艦による護衛活動やP3C哨戒機の派遣に関する

現状の評価について、政府の認識を示された  
い。

八 傭兵を乗船させ商船を武装化する他国船舶もあるが、政府はこの武装要員乗船による自衛手段について、どのような見解か伺う。

九 海賊に襲撃された際、乗組員が緊急に逃げ込むことが出来る「船内避難場所」の設置が効果的な対策とされるが、日本関係船舶では設置に消極的との指摘がある。日本関係船舶における「船内避難場所」の設置状況と、その効果に関する政府の認識を示されたい。

十 護衛に当たる各国艦艇の数が限られている中で、昨今、海賊の行動範囲が拡大したことに伴い、監視の目が手薄になっていることが問題視されている。海賊対策が難局を迎えている状況で、根本的に海賊行為そのものを一掃させるにはどのような対策が効果的と認識しているか見解を示されたい。

十一 海賊の大部分が生息していると考えられるソマリアの政情安定化や、貧困に対する支援、また組織化されていると言われる海賊ビジネスのネットワーク遮断等も必要な取り組みと考えられるが、政府の見解は如何。  
右質問する。

内閣衆質一七七第一六〇号  
平成二十三年五月十三日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員馳浩君提出海賊対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出海賊対策に関する質問に対する答弁書

一について

一般に海賊とは、海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号）第百一条に規定する海賊行為を行う者、すなわち、私有の船舶等の乗組員等であつて、公海における他の船舶等又はこれらの内にある人若しくは財産に対し、私的目的のために行う全ての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為などを行う者であると承知しており、海上における公共の安全と秩序の維持に対して重大な脅威を及ぼすものであると考える。

二及び三について

平成二十二年に日本関係船舶（日本籍船及び我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船をいう。以下同じ。）が海賊及び海上武装強盗の被害を受けた件数は十五件であるが、このうち、ソマリア沖・アデン湾、インド洋及びケニア沖で重火器により襲撃された件数は六件となっており、平成二十一年の一件から増加している。これは、ソマリアを拠点とする海賊の活動が広域化、活発化したことにより、日本関係船舶の被害も増加したものであると考えるが、具体的な被害額については把握していない。

四及び五について

お尋ねの「IZUMI」号については、同船舶の運航会社より、平成二十三年二月二十五日に解放されたとの情報を、同日中に入手した。乗組員の安否については、乗組員全員の命に別状はないものと承知しているが、本件事案の経緯

等の詳細については、同社の意向等もあり、お答えを差し控えたい。また、身代金の有無等については承知していない。

六について

お尋ねのような事案も含め、海賊事案が発生した場合にどのような対応を行うかは、被害船舶の船籍、運航会社が我が国の船舶運航事業者であるか否か、乗組員の国籍、海賊の武装の程度、乗組員の状況等を踏まえ、その都度個別具体的に判断すべきものであると考えている。いづれにしても、日本国民の生命・身体の保護及び日本関係船舶の安全な運航の確保の観点から、事案に即し、関係国・関係機関等とも協力しつつ、適切に対処していく所存である。

七について

自衛隊は、これまで、ソマリア沖・アデン湾に護衛艦二隻を派遣し、延べ千八百隻以上の民間船舶を安全に護衛するとともに、P-3C哨戒機二機により、同海域で警戒監視活動を実施し、海賊に対して立入検査・武器の押収等を行う諸外国の艦艇に対する情報提供を通じて、海賊行為の抑止に貢献してきているところであり、これらの活動は国内外から高く評価されていると認識している。

八について

ソマリア沖及びアラビア海を航行する際の海賊による被害を防止・最小化するための行動について国際海運集会所（International Chamber of Shipping）等が取りまとめた Best Management Practice 3（以下「BMP3」という。）においては、民間警備員を使用するか否かは

船舶運航事業者の判断によるが、御指摘の「武装要員」の使用は勧められないとされている。BMP3については国際海事機関も推奨しており、政府としても、BMP3に沿って、日本関係船舶に対する指導を行っているところである。

九について

社団法人日本船主協会に確認したところ、現在、日本関係船舶のうち、通信設備等を備えた専用の「船内避難場所」を設置している船舶は三隻とのことである。

なお、専用の「船内避難場所」の設置については、船舶建造の設計段階から検討する必要があるが、現在、相当数の船舶所有者が設置を検討しているとのことである。

専用の「船内避難場所」については、避難場所の選択肢の一つとしてBMP3に示されているものであり、その設置は、近くに軍艦等がいる場合には、乗組員の生命・身体の保護に一定の効果をもたらしているものと認識しているが、「船内避難場所」の設置を含む自衛のための具体的な方法については、一義的には船舶所有者や船舶運航事業者の判断により決定されるべきものであると考えている。

十及び十一について

ソマリア沖等における海賊問題の根本的な解決のためには、自衛隊や諸外国による海賊対策の実施や周辺国の海上取締能力の向上、不安定なソマリア情勢の安定化や人道支援等の多層的な取組が必要かつ効果的であると考えている。

平成二十三年五月二日提出  
質 問 第一六一号

海賊対処法の適用に関する質問主意書

提出者 馳 浩

海賊対処法の適用に関する質問主意書

三月五日、ソマリア沖で商船三井が運行する重油タンカー（バハマ船籍）が海賊に襲撃され乗っ取られる事件が起き、周辺海域を警戒していた米軍により、海賊四名が拘束された。その後、日本政府は、米軍から海賊四名の身柄の引渡しを受け、海賊対処法違反の疑いで逮捕した。海賊は海上保安庁の航空機で日本に移送され、取調べを受けた後、起訴された。海賊対処法を適用し、起訴するのは今回が初めてである。

右を踏まえて、次の事項について質問する。

一 今回、被害にあった商船三井のタンカーはバハマ船籍で、乗組員は全員外国人であり、米軍により拘束された。身柄の引き渡しについて明確な国際ルールが規定されていない中、今回、米側から海賊四名の身柄を引き受け、日本に移送することになった経緯について説明された。

二 海賊の身柄を引き受けた国の費用負担は大きいとされる。今回、海賊の日本移送で発生した費用、また現地での捜査等が必要とされた費用、それぞれについて把握する数字を示された。

三 起訴された自称ソマリア人の海賊四名について、一名が未成年のため家庭裁判所へ送致されることになったが、捜査において、如何にして海賊の国籍、年齢、氏名等を特定出来たか示された。

四 海賊に対し、現地とは遠く離れた日本で裁き、処罰を与えることで、海賊が更生し、海賊行為の抑制に繋がると考えられるのか、政府の見解を示されたい。

五 国際問題である海賊に対し、各国連携の下、対策を講じている現状で、今回の海賊行為に対し、日本が適切な対応、処置を行うことが国際的に果たすべき責任だと考えられるが、政府の見解を示されたい。

六 海賊対処法は、今回の事例のように他国が拘束した海賊を引き受け、移送することに関する規定がないことが指摘されたが、今後、法整備等の対応は必要だと認識しているか見解を示されたい。

内閣衆質一七七第一六一号  
平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出海賊対処法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員馳浩君提出海賊対処法の適用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの被害船舶は日本関係船舶（日本籍船舶及び我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船をいう。）であり、同船舶の運航会社からの要請を受け、我が国がソマリア沖に展開する有志連合軍に救助要請を行い、これに応じた有志連

合軍の一員である米国艦艇が当該海賊を拘束し、同米国艦艇から我が国に対し引取りの要請が行われた。また、我が国から船籍国であるバハマに対し、管轄権を行使する意思について照会したところ、バハマから管轄権を放棄する旨の通知があった。その上で、当該海賊の処分をソマリア周辺国に委ねることは困難であると見込まれること等も総合的に勘案し、海賊に対する毅然とした我が国の態度を内外に示すためにも、我が国が同海賊を引き受けた上で国内法に基づき刑事手続をとることとしたものである。

二及び三について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄については、答弁を差し控えた。

四及び五について

政府としては、各国が海賊行為に対して国際法及び国内法に基づき適切に対応することが海賊行為の抑止につながるものと考えており、お尋ねの海賊行為に対して我が国が刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）及び国際的な刑事共助の枠組みにおいて適切に対応することは、国際的に果たすべき責任であると認識している。

六について

政府としては、国外で行われる海賊行為に対しては、今後とも、他の国外犯処罰規定に係る刑事手続と同様、現行の刑事訴訟法及び国際的な刑事共助の枠組みにおいて適切に対応することとしている。

平成二十三年五月二日提出  
質 問 第一六二号

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故への対応に関する質問主意書

提出者 佐藤 勉

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故への対応に関する質問主意書

東日本大震災以降の福島第一原子力発電所の事故に関し、東京電力及び内閣の事故への対応に関して質問する。

一 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に関し、三月十一日の震災発生以降、三月二十日までの東京電力に対する政府の指示、命令等具体的対応及び、東京電力の現地での具体的な対応について、福島第一原子力発電所の一号機から六号機までの各施設で生じた問題の事実関係と併せて、時系列で回答されたい。

二 福島第一原子力発電所の事故に関する菅内閣の認識を伺う。

内閣衆質一七七第一六二号  
平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤勉君提出東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤勉君提出東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故への対応に関する質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の事故に関し、平成二十三年三月十一日の東北地方太平洋沖地震の発生から同月二十日までの間において、福島第一原子力発電所の第一号機から第六号機までの各原子炉施設で生じた問題、これらに関して政府が東京電力株式会社に対し法律に基づいて行つた指示及び命令並びに当該指示及び命令を受けて同社が現地で行つた対応は、各号機ごとに、それぞれ次のとおりである。

第一号機については、同月十一日午後三時四十二分に、全交流電源喪失を理由とする原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号。以下「原災法」という。）第十条第一項に基づく通報が同社から経済産業省にあった。同日午後四時四十五分には、原災法第十五条第一項第二号の事象である非常用炉心冷却装置注水不能に該当するとの通報が同社から同省にあった。同月十二日未明には、同号の事象である原子炉格納容器内圧力異常上昇に該当するとの通報が同社から同省にあった。同日午前六時五十分には、海江田経済産業大臣が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第六十四条第三項の規定に基づき、同社に対し同容器内の圧力を抑制することを命令し、これを受け、同日午前十時十七分には、同社が同容器内の圧力を抑制する操作を行つた。同日午後三時三十分過ぎには、水素爆発と思われる爆発が発生した。同日午後八時五十分には、同大臣が同項の規定に基づき、同社に対し原子炉容器への海水注入等の実施を命令し、これを受け、同日午後八時二十分には、同社は原子炉圧力容器への海水の注入を開始した。

第二号機については、同月十一日午後三時四十二分に、全交流電源喪失を理由とする原災法第十条第一項の通報が同社から同省にあった。同日午後四時四十五分には、原災法第十五条第一項第二号の事象である非常用炉心冷却装置注水不能に該当するとの通報が同社から同省にあった。同月十二日午前三時過ぎには、原子炉隔離時冷却系の作動を確認した旨の連絡が同社から同省にあった。同日午前六時五十分には、同大臣が、原子炉等規制法第六十四条第三項の規定に基づき、同社に原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命令した。同月十四日午後には、原災法第十五条第一項第二号の事象である原子炉冷却機能喪失に該当するとの通報が同社から同省にあった。同日午後七時五十分頃には、同社は原子炉圧力容器へ海水の注入を開始した。その後、原子炉格納容器内の圧力を抑制する操作を行つた。同月十五日午前十時三十分には、同大臣が原子炉等規制法第六十四条第三項の規定に基づき、同社に対し原子炉への極力

早期の注水及び必要に応じたドライウエルのベントの実施を命令した。

第三号機については、同月十一日午後三時四十二分に、全交流電源喪失を理由とする原災法第十条第一項の通報が同社から同省にあった。同月十三日午前五時頃には、原災法第十五条第一項第二号の事象である原子炉冷却機能喪失に該当するとの通報が同社から同省にあった。その後、同容器内の圧力を抑制する操作を行つた。同日午前には、原子炉圧力容器への真水の注入を開始し、同日午後にはこれを海水に切り替えた。同月十四日午前十一時頃には、水素爆発と思われる爆発が発生した。

第四号機については、同月十一日午後三時四十二分に、全ての交流電源を喪失した旨の連絡が同社から同省にあった。同月十五日午前八時には、原子炉建屋の五階屋根付近に損傷を確認した旨の連絡が同社から同省にあった。その後、同建屋の三階北西部付近より火災が発生した旨の連絡が同社から同省にあった。同日午前十時三十分には、同大臣が原子炉等規制法第六十四条第三項の規定に基づき、同社に対し消火及び再臨界の防止を行うことを命令した。同日午前十一時頃には、同社が自然に同建屋の火が消えていることを確認した。同日午後十時には、同大臣が同項の規定に基づき、同社に対し使用済燃料プールへの注水の可及的速やかな実施を命令した。

第五号機については、同月十一日午後三時四十二分に、全ての交流電源を喪失した旨の連絡

が同社から同省にあった。同月二十日には、冷温停止状態となつた旨の連絡が同社から同省にあった。

第六号機については、同日に、冷温停止状態となつた旨の連絡が同社から同省にあった。

二について

菅内閣としては、福島第一原子力発電所の事故発生以来、国内外のあらゆる知見、技術等得られる限りの全ての力を結集し、一日も早い事態の収束に向けて努力してきたところであり、菅内閣総理大臣の指示により平成二十三年四月十七日に東京電力株式会社において取りまとめられた「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」が着実かつ極力前倒しされて実施されるよう、定期的に同社の作業の進捗確認を行うとともに、必要な安全性の確認を行つてまいりたい。また、事故の原因について徹底的な検証を行つてまいりたい。さらに、被災者への支援について、これまで避難・受入れ先の確保等に取り組んでいるところであるが、引き続き地方自治体等との調整を行いながら、総合的かつ迅速に取り組んでまいりたい。

また、菅内閣としては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、同様の事故が発生しないようにすることが重要であると認識している。そのため、当面の対応として、電気事業者等に対して、平成二十三年三月三十日に、津波による電源機能等の喪失時においても炉心損傷等を防止し、放射性物質の放出を抑制しつつ原子炉施設の冷却機能を回復することを可能とするため

の緊急安全対策の実施を指示し、また同年四月九日に、定期検査中等の原子炉について非常用交流高圧電源母線に接続する非常用発電機を二台動作可能とすることを指示し、さらに同月十五日に、外部電源の信頼性の確保に向け、複数の電源線からの全ての送電回線と各号機との接続、発電所内の電源線の送電鉄塔の強化、電気設備の浸水防止等の対策実施を指示したところである。今後、福島第一原子力発電所の事故の原因についての徹底的な検証を踏まえ、抜本的な対策を講じてまいりたい。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成二十三年五月十日

内閣総理大臣 菅 直人

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を

「東日本大震災」に改める。

第一条の見出しを「(選挙期日の特例等)」に改め、同条第一項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第四項において同じ。)」に改め、同条第三項中「(以下、この法律において「任期が満了する」とする日)」が平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にあるとき又はを加え、「当該選挙」を「当該議会の議員又は長の選挙」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第一項若しくは第二項」に、「第一条第三項又は第四項」を「第一条」に改め、同条第六項中「場合」には「を」に当たっては「聴くものとする」を「聴き、その意見を尊重しなければならない」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「若しくは第四項」を、「指定」の下に「又は特例選挙期日」を定める政令の立案を加え、「聴かなければ」を「聴き、その意見を尊重しなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特例市町村(第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定市町村以外の市町村のうち、東日本大震災の影響のため公職選挙法第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。以下同

じ。)及び特例県(特例市町村の区域を包括する県であつて第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定県でないものをいう。以下同じ。)のうち、平成二十三年六月十一日から特例選挙期日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

5 特例市町村又は特例県の議会の議員又は長に就いて、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が第三十三条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、特例選挙期日とする。

第二条中「平成二十三年六月十日」を「特例選挙期日の前々日に」、「又は指定県」を「若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県」に改める。

第四条第一項中「指定県」の下に「若しくは特例県」を、「指定市町村」の下に「若しくは特例市町村」を加え、同条第二項中「第一条の規定により」の下に「同一の特例選挙期日」を、「指定市町村」の下に「又は特例市町村」を、「指定県」の下に「又は特例県」を加える。

第五条に次の一項を加える。

2 第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に対する公職選挙法第四百四十三条の規定の適用については、同条第十九項第三号中「任期満了の日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び

長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日」とする。

第六条に次の一項を加える。

2 第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に対する公職選挙法第四百九十九条の二及び第四百九十九条の五の規定の適用については、同条第四項第三号中「任期満了の日前九十日に当たる日(第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前九十日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日前九十日に当たる日」とする。

第七条第二項中「又は指定県」を「若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う  
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期  
日等の臨時特例に関する法律の一部を改正  
する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本法案は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の名称

法律名を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改めること。

2 選挙の期日等の特例

(一) 平成二十三年六月十一日以降の任期満了

団体等の選挙期日の延期

東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村及び当該市町村の区域を包括する県の議会の議員又は長の選挙の期日は、現行法の施行日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「特例選挙期日」という。)とすること。

(二) 対象団体の指定手続及び特例選挙期日の政令立案の手続

対象団体の指定及び特例選挙期日の政令

の立案に当たっては、総務大臣はあらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとし、当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3 任期の特例

この法律の施行日から特例選挙期日の前々日までに任期が満了することとなる対象団体の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本法案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講ずるもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十三年五月十三日

政治倫理の確立及び  
公職選挙法改正に関  
する特別委員長 松崎 公昭

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う  
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期  
日等の臨時特例に関する法律の一部を改正  
する法律案に対する附帯決議

東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の今回の措置は、平成二十三年六月十一日以降の任期満了団体等について、統一地方選挙対象団体と同一の範囲(平成二十三年九月二十二日まで)で選挙の期日を延期することを可能とするための緊急措置である。

これらの選挙期日の延期は被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時特例措置であり、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう政府は十分な支援を行うこと。

本委員会は、災害の復旧・復興の状況を考慮しつつ、この期日までに選挙を行うことが困難な場合には、関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずることとする。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融  
商品取引法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月二十七日

参議院議長 西岡 武夫  
衆議院議長 横路 孝弘殿

(小字及び――は修正)

資本市場及び金融業の基盤強化のための金  
融商品取引法等の一部を改正する法律  
(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法昭和二十三年法律第二十五号の一部を次のように改正する。

目次中「第百七十一条」を「第百七十一条の二」に改める。

第二条第六項に次の一号を加える。

三 当該有価証券が新株予約権証券(これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。)である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権(これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。)を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

第二条第七項中「同条第六項」を「同条第十項」に、「第七條」を「第七條第一項」に改める。

第五条第六項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び第八項において同じ。)の規定により届出書を提出しなければならぬ外国会社(以下「届出書提出外国会社」とい

う。は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を提出することができる。

一 第一項第一号に掲げる事項を記載した書類

二 外国において開示(当該外国の法令(外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。))に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条第八項、第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。が行われている参照書類又は第一項の届出書に類する書類であつて英語で記載されているもの

7 前項第二号に掲げる書類には、内閣府令で定めるところにより、当該書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該書類に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの(次項及び第十三条第二項第一号において「補足書類」という。)を添付しなければならない。

8 前二項の規定により届出書提出外国会社が第六項各号に掲げる書類(以下この章において「外国会社届出書」という。)及びその補足書

類を提出した場合には、当該外国会社届出書及びその補足書類を第一項の届出書とみなし、これらの提出を同項の届出書を提出したものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令(以下この章から第二章の四までにおいて「金融商品取引法令」という。)の規定を適用する。

9 内閣総理大臣は、外国会社届出書を提出した届出書提出外国会社が第六項の規定により外国会社届出書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該届出書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六条中「第六項」を「第十項」に改める。  
第七條中「第六項」を「第十項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 第五条第六項から第九項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

第八條第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同條第二項中「前条」を「前条第一項」に、「同項」を「前項」に改め、同條第三項中「第六項」を「第十項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第九條第一項中「第六項」を「第十項」に、「第七條」を「第七條第一項」に改め、「(平成五年法

律第八十八号)を削り、同條第四項ただし書中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条第六項から第八項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

第十條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条第六項から第八項までの規定は、届出書提出外国会社が前項の規定により外国会社届出書の訂正届出書を提出する場合について準用する。

第十一條第二項及び第十二條中「第七條」を「第七條第一項」に改める。

第十三條第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該有価証券の募集が新株予約権証券の募集(会社法第二百七十七條に規定する新株予約権無償割当てにより行うものである。第四條第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けるものに限る。)であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、この限りでない。

一 当該新株予約権証券が金融商品取引所に

上場されており、又はその発行後、遅滞なく上場されることが予定されていること。

二 当該新株予約権証券に関して第四條第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定による届出を行つた旨その他内閣府令で定める事項を当該届出を行つた後、遅滞なく、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。

第十三條第二項第一号イ(1)中「事項」の下に「(当該募集又は売出しにつき同條第六項及び第七項の規定により外国会社届出書及びその補足書類が提出された場合には、これらの規定により当該書類に記載すべきものとされる事項。以下この項において同じ。)」を加え、同項第三号中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同條第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第十五條第二項に次の一号を加える。  
三 第十三條第一項ただし書に規定する場合第十五條第四項中「第七條」を「第七條第一項」に改める。

第二十一條第四項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該有価証券が新株予約権証券(これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。)である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権(これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。)を行使しないときに

当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約

第二十三条の二中「第七条中」を「第七条第一項中」、「この条を」この項に、「係る第七条」を「係る第七条第一項に」、「同条第三項中」「訂正届出書」を「同条第四項中」「訂正届出書」に改める。

第二十三条の五第一項中「前条」を「前条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改める。

第二十三条の十二の見出しを「（発行登録書等に関する準用規定等）」に改め、同条に次の一項を加える。

7 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者が、発行登録を行った有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る発行登録書又は発行登録書及び当該発行登録書についての第二十三条の四の規定による訂正発行登録書が提出された後に、第二十三条の三第一項及び第二項、第二十三条の四並びに第二十三条の八第一項の規定により当該発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行条件のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定める

ものに限る。）を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該書類に記載された方法により当該発行価格等が公表されたときは、第三項において準用する第十五条第二項及び第六項の規定にかかわらず、当該書類を第二項において準用する第十三条第一項の目録見書とみなし、当該発行価格等の公表を第三項において準用する第十五条第二項の規定による交付とみなす。

第二十四条第八項中「（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）」を削り、「記載された」を「記載されている」に改め、同条第十一項中「この法律又はこの法律に基づく命令（以下この章から第二章の四までにおいて「金融商品取引法令」という。）」を「金融商品取引法令」に改め、同条第十二項中「第八項の」の下に「規定により」を加える。

第二十四条の二第一項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の三中「第七条」を「第七条第一項に」、「同項」を「前条第一項」に改める。

第二十四条の四の二第四項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六項中「（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の

の内閣府令で定める者の規則を含む。）」に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）」を削る。

第二十四条の四の三第一項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第二項及び第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の四の六第六項中「（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）」に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）」を削る。

第二十四条の四の五第一項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第二項及び第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の四の七第四項中「第七条」を「第七条第一項に」、「第六項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六項中「記載された」を「記載されている」に改め、同条第九項中「第六項の」の下に「規定により」を加え、同条第十一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の四の八第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の五第三項中「第十五項」を「第二十項」に改め、同条第五項中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六項」を「第十項」に改め、同条

第六項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第七項中「第一項」を「同項」に、「記載された」を「記載されている」に改め、同条第十項中「第七項の」の下に「規定により」を加え、同条第十二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十六項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第十五項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項の次に次の五項を加える。

15 報告書提出外国会社が第四項の規定により臨時報告書を提出しなければならない場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当するときは、同項の規定による臨時報告書に代えて、内閣府令で定めるところにより、同項の規定により記載すべき内容が英語で記載されているもの（以下この条において「外国会社臨時報告書」という。）を提出することができる。

16 前項の規定により報告書提出外国会社が外国会社臨時報告書を提出した場合には、当該外国会社臨時報告書を臨時報告書とみなし、その提出を臨時報告書を提出したものと同みなして、金融商品取引法令を適用する。

17 内閣総理大臣は、外国会社臨時報告書を提出した報告書提出外国会社が第十五項の規定により外国会社臨時報告書を提出することができるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、

行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

18 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第四項の規定にかかわらず、同項の規定による臨時報告書を、遅滞なく、提出しなければならない。

19 第十五項から前項までの規定は、第五項において読み替えて準用する第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社臨時報告書の訂正報告書を提出する場合について準用する。

第二十四条の五の二第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の六第二項中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六項」を「第十項」に改め、同条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条の七第三項中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六項」を「第十項」に改め、同条第四項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第五項中「当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む）」に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。」を削る。

第二十五条第一項中「第六項」を「第十項」に改める。

第二十七条中「以外の者」の下に「第五条第六項から第九項まで、第七条第二項、第九条第二

項、第十条第二項、」を加え、「及び第二十四条の五第七項から第十二項まで」を「並びに第二十四条の五第七項から第十二項まで及び第十五項から第十九項まで」に改め、「この場合において、」の下に「第五条第六項及び」を加え、「同項、同条第十項」を「第五条第六項、第八項及び第九項、第七条第二項、第九条第二項並びに第十条第二項中「届出書提出外国会社」とあるのは「届出書提出外国者」と、第二十四条第八項及び第十項に、「及び第九項から第十二項まで」を「第九項から第十二項まで及び第十五項から第十九項まで」に改める。

第二十七条の二第二項ただし書中「ただし、新株予約権」の下に「（会社法第二百七十七条の規定により割り当てられるものであつて、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十七条の三十の二中「第五条第一項」の下に「同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）」及び「第七条」を「第七条第一項」に、「若しくは第二十七条の十三第二項」を「第二十七条の十三第二項」に改める。

第二十七条の三十三中「に係る有価証券」との下に「同項第三号中「有価証券が」とあるのは「特定勧誘等に係る有価証券が」とを加える。

三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

第二十九条の四第一項第一号二中「（投資助言・代理業を除く。）」を削り、同項第二号八中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（適格投資家に関する業務についての登録等の特例）

第二十九条の五 第二十九条の登録を受けようとする者が投資運用業のうち次に掲げる全ての要件を満たすもの（以下この条において「適格投資家向け投資運用業」という。）を行おうとする場合における当該適格投資家向け投資運用業についての第二十九条の二第一項第五号及び前条第一項第五号イの規定の適用については、第二十九条の二第一項第五号中「投資運用業の種類」とあるのは「投資運用業の種類（第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業にあつては、これに該当する旨を含む。）」と、前条第一項第五号イ中「取締役会及び監査役」とあるのは「監査役」

と、「取締役会設置会社」とあるのは「監査役設置会社若しくは委員会設置会社」とする。

一 全ての運用財産（第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次号において同じ。）に係る権利者（第四十二条第一項に規定する権利者をいい、第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）が適格投資家のみであること。

二 全ての運用財産の総額が投資運用業の実態及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める金額を超えないものであること。

2 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者が第二条第八項第十二号ロに掲げる契約に基づき次に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う権限の全部の委託を受けた者である場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、当該金融商品取引業者が適格投資家を相手方として行う当該有価証券の私募の取扱い（当該有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定めるものに限る。）を行う業務は、第二種金融商品取引業とみなす。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 第二条第一項第十号に掲げる有価証券</p> <p>二 第二条第一項第十一号に掲げる有価証券</p> <p>三 第二条第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)</p> <p>四 第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券のうち、同条第八項第十四号又は第十五号に規定する政令で定める権利を表示するもの</p> <p>五 前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの</p>                                                                                                     | <p>の他の法律行為当該契約その他の法律行為に基づく権利が第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものに限る。)で適格投資家以外の者を相手方とするものに基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者(当該投資事業に係る財産の運用が第三十四条に規定する金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。))その他の政令で定める者により行われる場合を除く。)</p> <p>三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者</p>                                                                                                                 | <p>第三十一条の三の次に次の一条を加える。<br/>(金融商品取引業を行う旨の表示等の禁止)<br/>第三十一条の三の二 金融商品取引業者等(第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。)、金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業(第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を含む。以下この条において同じ。)を行うことができる者以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 第三十六条の二第一項に規定する標識又はこれに類似する標識の掲示その他の金融商品取引業を行う旨の表示をすること。</p> <p>二 金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約(第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。)の締結について勧誘をすること(第二条第八項各号に掲げる行為に該当するものを除く。)</p> <p>第三十三条の五第一項中「(第三号にあつてはその行おうとする業務が投資助言・代理業のみであるときを除く。)」を削る。</p> <p>第三十四条の二第五項及び第八項並びに第三十四条の三第四項及び第六項中「法律」の下に「第二十九条の五第三項及び」を加える。</p> <p>第三十六条の二第二項中「以外の者」の下に「(金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。)」を加える。</p> <p>第四十四条の四「当該有価証券」の下に「(第二条第六項第三号に掲げるものを行う金融商品取引業者にあつては、同号に規定する新株予約</p> | <p>権を行使することにより取得する有価証券)を加える。</p> <p>第六十一条第二項中「行う者」の下に「第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて」を加え、同条第三項中「行う者」の下に「第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて」を加え、「同号」を「第二条第八項第十五号」に改め、「第六十三条第二項」の下に「並びに第六十三条の三第一項及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。</p> <p>4 前二項の規定の適用を受ける者であつて第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち投資助言・代理業のみについて第二十九条の登録を受けた者が前二項の規定により行うことができる」とされる業務を行う場合においては、この章第二節第一款及び第三款の規定は、適用しない。</p> <p>第六十三条の三第一項中「種別」の下に「その他内閣府令で定める事項」を加え、同条第二項中「第六十三条第五項」を「第六十三条第三項、第五項」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「金融商品取引業者等」との下に「第六十三条第三項中「前項」とあるのは「第六十三条の三第一項」と、同項各号に掲げる事項」とあるのは「同項に規定する業務の種別その他内閣府令で定める事項」とを加える。</p> <p>第六十六条第二項第一号ホ中「株式無償割当て」の下に「又は新株予約権無償割当て」を加える。</p> |
| <p>3 第一項第一号及び前項の「適格投資家」とは、特定投資家その他の知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に準ずる者として内閣府令で定める者又は金融商品取引業者(第二十九条の登録を受けようとする者を含む。)と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定の適用については、次に掲げる者は、前項に規定する適格投資家に該当しないものとみなす。</p> <p>一 その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する資産対応証券をいう。)を適格投資家(前項に規定する適格投資家をいう。次号において同じ。)以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)</p> <p>二 有価証券に対する投資事業に係る契約そ</p> | <p>5 適格投資家向け投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者が当該適格投資家向け投資運用業を行う場合における第二項第十一項、第六十六条の二第一項第四号及び第六十六条の十四第一号ハの規定の適用については、第二項第十一項中「第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業」とあるのは「第一種金融商品取引業」と、同項とあるのは「第二十八条第四項」と、第六十六条の二第二項第四号中「第一種金融商品取引業又は投資運用業(第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号ハにおいて同じ。)」とあるのは「第一種金融商品取引業」と、第六十六条の十四第一号ハ中「又は投資運用業」とあるのは「又は投資運用業(同条第四項に規定する投資運用業をいう。ハにおいて同じ。)」とする。</p> | <p>資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>平成二十三年五月十七日 衆議院会議録第二十号</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

第六章中第七十一条の次に次の一条を加える。

(無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果)

第七十一条の二 無登録業者(第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないうで第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。)が、未公開有価証券につき売付け等(売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。)を行つた場合には、対象契約当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公開有価証券の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。)は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公開有価証券の売主若しくは発行者(当該対象契約の当事者に限る。)が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

証券のいづれにも該当しないものをいう。

一 金融商品取引所に上場されている有価証券

二 店頭売買有価証券又は取扱有価証券

三 前二号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができ有価証券として政令で定める有価証券

第七十二条の二第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六項中「第七條前段」を「第七條第一項前段」に改める。

第七十二条の四第一項及び第二項中「第七条」を「第七條第一項」に改める。

第七十一条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定職員は、第七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更(内閣府令で定める範囲のものに限る。)の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第八十五条の七第六項及び第二十九項第一号から第四号までの規定中「第七条」を「第七條第一項」に改める。

第九十二条第三項中「住所」の下に「又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地」を加える。

第九十三条の二第一項中「(次条の下に「及び第九十三条の四」を加え、」及び「次条」を「次条及び第九十三条の四」に改める。

第九十三条の三の次に次の一条を加える。

(会計の専門家の活用等)

第九十三条の四 特定発行者は、公認会計士及び企業財務会計士その他の会計の専門家(次項において「会計の専門家」という。)の活用を通じて、経理に関する知識及び能力の維持向上を図り、この法律の規定により提出しなければならないとされる財務計算に関する書類その他財務に関する情報の適正性の確保に努めるものとする。

2 特定発行者は、内閣府令で定めるところにより、有価証券届出書及び有価証券報告書その他の政令で定める書類に、会計の専門家の活用の状況に関する事項を記載しなければならない。

第九十七条第一項第二号中「第七条」を「第七條第一項」に改める。

第九十七条の二第六号中「第七条」を「第七條第一項」に改め、同条第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に次の三号を加える。

十の四 第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つた者

十の五 不正の手段により第二十九条の登録を受けた者

十の六 第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせた者

第九十八条第一号を削り、同条第二号中「第二十九条」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「金融商品取引業」を削り、

同号を同条第二号とし、同条第三号の二を同条第三号とし、同条第三号の三を同条第三号の二とする。

第二百条第二号中「第七條前段」を「第七條第一項前段」に改め、同条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三 第三十一条の三の二の規定に違反した者

第二百五条の二の三第一号中「第六十三條第三項」の下に「第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百七条第一項第三号中「第九十八條第八号」を「第九十八條(第四号の二及び第五号を除く。)」に改め、同項第五号中「第二百条」の下に「第十二号の三」を加え、同項第六号中「第九十八條(第五号及び第八号を除く。)」を「第九十八條第四号の二に、」第二百条第十七号を「第二百条第十二号の三、第十七号」に改める。

(無尽業法の一部改正)

第二条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

7 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない無尽会社については、前各項の規定は、適用しない。

(農業協同組合法の一部改正)

第三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第十七項中「による施設」の下に「並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設」を加え、同条第二十三項中「同号」を「同項第四号の事業のうち次に掲げるものと並びにこれらの事業に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介  
第十一條第二項中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加える。

(公認会計士法の一部改正)

第四條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の五 審判手続等(第三十四条の四十一第三十四条の六十六)」を「第五章の五 審判手続等(第三十四条の四十一第三十四条の六十六第三十四条の七十三)」に改める。

五 審判手続等(第三十四条の四十一第三十四条の六十六第三十四条の七十三)に改める。

第三條中「二年」を「三年」に、「第十六條第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者」を「第十六條第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者であるとき」に改め、同条に次の各号を加える。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は同法第九十一條第二項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者  
二 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者  
三 前二号のいずれかに該当する者と同等以上の一般の学力を有すると認められる者として政令で定める者

第四條第二号及び第三号中「禁錮」を「禁錮」に

改め、同条第六号及び第七号中「第三十一條」の下に「(第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第八條第二項中「及び次条」を「、次条第一項、第三項又は第四項」に、「試験科目の全部について試験を免除された者を含む。」を「及び同条第二項、第五項又は第六項の規定により短答式による試験の試験科目の全部について試験を免除されることとなつた者」に改める。

第九條第一項第一号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同条第三項中「二年」を「一年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

四 前項の規定にかかわらず、短答式による試験に合格した者が、第三十四条の七十一第一項第一号に規定する政令で定める実務その他公認会計士となるために必要な知識及び技能の修得に資するものとして政令で定める実務(以下「対象実務」という。)に現に従事しているものと認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行為れる短答式による試験を免除する。

五 学校教育法第九十九條第二項に規定する専門職大学院であつて、監査及び会計の専門家となるために必要な知識及び能力を培うことを目的とするものとして内閣府令で定めるものを

の(以下「会計専門職大学院」という。)の課程に在学する者であつて、短答式による試験の試験科目のうち企業法について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者が第二項第二号に規定する内閣府令で定める学位を授与されたときは、その申請により、その学位を授与された日から起算して一年を経過する日までに行為れる短答式による試験において、企業法の科目についての試験を免除する。

六 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて同項に規定する学位を授与された者が、対象実務に現に従事していると認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、その学位を授与された日から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行為れる短答式による試験において、企業法の科目についての試験を免除する。

第十條の見出しを「(論文式による試験科目の一部免除等)」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項、第三項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「論文式による試験において、試験科目のうちの一部の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については」を「前項の通知を受けた者(次項において「科目合格者」という。)が、当該論文式による試験と同一の回の公認会計士試験において短答式による試験に合格した者」前条第一項の規定により短答式による試験を免除さ

れた者及び同条第二項、第五項又は第六項の規定により試験科目の全部について試験を免除されることとなつた者を含む。）であるときは「二年」を「一年」に、「当該科目」を「試験において、当該通知に係る科目」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、科目合格者が対象実務に現に従事していると認められるものとして政令で定める要件に該当するときは、その申請により、その者が合格した同項に規定する短答式による試験に係る合格発表の日（前条第一項の規定により短答式による試験を免除された者については第二項の通知が発せられた日とし、同条第二項、第五項又は第六項の規定により試験科目の全部について試験を免除されることとなつた者については同条第二項第二号に規定する内閣府令で定める学位を授与された日とする。）から起算して七年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までに行われる論文式による試験において、第二項の通知に係る科目についての試験を免除する。

2 公認会計士・監査審査会は、論文式による試験において試験科目のうち一部の科目について相当と認める成績を得た者に対し、その旨を通知するものとする。

第十四条中「この法律」を「この章」に改める。

第十五条第一項に次の一号を加える。

三 会計専門職大学院の修業年限の二分の一

に相当する期間（商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された場合に限るものとし、当該期間が一年を超える場合は一年とする。）第十五条第二項中「この法律」を「前項に、」について「を」に改める。

第十六条を次のように改める。

（実務研修終了後の考查合格の確認）

第十六条 内閣総理大臣は、公認会計士試験に合格した者が、実務研修（公認会計士となるために必要な実務能力を修得させるための研修をいう。以下この条において同じ。）を終了した後、当該実務能力を修得したかどうかを判定するための考查（以下この条において単に「考查」という。）に合格したときは、第六項の規定による報告に基づき、その旨の確認をするとともに、当該確認をしたことを考查に合格した者に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、実務研修の実施に関する基準（以下「実務研修基準」という。）及び考查の実施に関する基準（以下「考查基準」という。）を定め、実務研修を公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する団体（以下この条において「実務研修団体」という。）に、考查を日本公認会計士協会に、行わせるものとする。

13 実務研修団体になろうとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請をした者が実務研修基準に適合した実務研修を行うに足る能力を備えていると認めるときは、その認定を行うものとする。

5 実務研修団体は、実務研修基準に従い、公認会計士試験に合格した者に実務研修を受講させ、当該受講者が実務研修を終了したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務研修を終了した者（以下この項及び次項において「研修終了者」という。）の氏名その他研修終了者に関し内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない。

6 日本公認会計士協会は、前項の規定による通知を受けたときは、考查基準に従い、当該通知に係る研修終了者について考查を実施し、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該考查の結果を内閣総理大臣に報告し、及び実務研修団体に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、実務研修団体が行う実務研修が実務研修基準に照らして適当でないことと認めるときは、当該実務研修団体に對し、必要な指示をすることができ、

8 内閣総理大臣は、実務研修団体が実務研修基準に適合した実務研修を行うに足る能力を欠くに至つたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わなかつたとき、又は実務研修団体から実務研修団体としての認定の取消しの申請があつたときは、第四項の規定による認定を取り消すことができる。

9 内閣総理大臣は、日本公認会計士協会が行う考查が考查基準に照らして適当でないことと認めるときは、日本公認会計士協会に對し、必要な指示をすることができ、

10 実務研修団体は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、実務研修の実施に関する報告書を作成し、内閣総理大臣及び日本公認会計士協会に提出しなければならない。

11 日本公認会計士協会は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、考查の実施に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

12 日本公認会計士協会が実務研修団体である場合における第五項、第六項及び第十項の規定の適用については、第五項中「報告し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない」とあるのは「報告し、及び日本公認会計士協会に通知し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない」と、第六項中「通知を受けた」とあるのは「報告をした」と、「当該通知」とあるのは「当該報告」と、「報告し、及び実務研修団体に通知しなければならない」とあるのは「報告し、及び日本公認会計士協会に通知し、及び日本公認会計士協会に通知しなければならない」と、第十項中「内閣総理大臣及び日本公認会計士協会」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

13 前各項に定めるもののほか、実務研修及び考查の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第十七条中「この章の下に」（第十八条の二第三号を除く。）を加える。

第十八条の二に次の一号を加える。

三 現に企業財務会計士として登録を受けている者

第十九条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

第二十一条第一項第四号及び第三項を削り、同条第二項中「前項第四号」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消することができる。

一 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

二 公認会計士が二年以上継続して所在不明であるとき。

第二十一条に次の一項を加える。

4 第二項第一号の規定による登録の抹消については第十九条第四項並びに第十九条の二第二項及び第三項の規定を、第二項第二号の規定による登録の抹消については同条第一項及び第三項の規定を、それぞれ準用する。

第二十二條中「関して」を「関し」に改める。

第三十四條の四第二項第一号中「第三十一条」の下に「(第三十四條の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第三十四條の五第二号を次のように改める。

二 第十六條第一項に規定する実務研修

第三十四條の十の十三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号及び第八号中

「第三十一条」の下に「(第三十四條の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)」を、「公認会計士」の下に「又は企業財務会計士」を加える。

第三十四條の十三第二項中「第四十四條第一項第十二号」を「第四十四條第一項第十三号」に改める。

第三十四條の二十一第六項及び第三十四條の二十九第六項中「(公認会計士)」の下に「又は特定社員である企業財務会計士」を、「第三十一条」の下に「(第三十四條の七十三において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第三十四條の四十三第二項中「次項を」以下この条に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定職員は、第三十條第一項若しくは第二項又は第三十四條の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更(内閣府令で定める範囲のものに限る。)の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第三十四條の五十五中「第九十九條、第一百一條から第一百三條まで、第一百五條、第一百六條、第一百七條第一項(第二号及び第三号を除く。)」及び第三項、第八十八條並びに第九十九條を「第九十九條及び第一百一條から第九十九條まで」に、「とあり、及びを」とあるのは「金融庁の職員と、同法第四十條第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理

人」と、「受裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」とに改め、「職員」との下に「同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」とを加える。

第三十四條の五十八に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができる。

第五章の五の次に次の一章を加える。

第五章の六 企業財務会計士

(業務)

第三十四條の六十七 企業財務会計士は、企業財務会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、業として第二條第二項の業務を営むことができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 企業財務会計士は、前項に規定する業務のほか、企業財務会計士の名称を用いて、第二條第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助することができる。

(資格)

第三十四條の六十八 公認会計士試験に合格した者であつて、第三十四條の七十一第一項に規定する実務従事等の期間が二年以上である者は、企業財務会計士となる資格を有する。

(欠格条項)

第三十四條の六十九 第四條各号のいずれかに該当する者は、企業財務会計士となることができない。

(実務従事等)

第三十四條の七十 実務従事等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

一 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

二 第二條第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間

三 会計専門職大学院の修業年限に相当する期間(商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第二百四條第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された場合に限る。)

2 前項に定めるもののほか、実務従事等に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(登録の義務)

第三十四條の七十一 企業財務会計士となる資格を有する者が、企業財務会計士となるには、企業財務会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録(次条において単に「登録」という。)を受けなければならない。

2 前項の登録については、第十八條から第二十二條までの規定を準用する。この場合において、第十八條中「公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿」とあるのは「企業財務会計士名簿」と、第十八條の二第三号中「企業財務会計士」とあるのは「公認会計士」と、第十九條の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第三十四條の七十一第二項において準用する前条

第三項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条の七十一第二項において準用する前条第一項」と、第二十一条の二中「公認会計士又は外国公認会計士」とあるのは「企業財務会計士」と、第二十一条の三中「公認会計士又は外国公認会計士」とあるのは「企業財務会計士」と、第二十一条第一号又は第十六条の二第五項第一号(第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。)の規定による」とあるのは「第三十四条の七十一第二項において準用する第二十一条第一項第一号の規定による」と、第二十一条中「公認会計士名簿」とあるのは「企業財務会計士名簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

## (懲戒の種類)

第三十四条の七十二 企業財務会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 登録の抹消

(公認会計士の義務及び責任に関する規定の準用)

第三十四条の七十三 第二十六条から第二十八条まで、第二十八条の三、第三十一条及び第三十二条から第三十四条の二までの規定は、企業財務会計士について準用する。この場合において、第二十八条の三中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「第三十四条の六十七第一項」と、第三十一条第一項中「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の七十三におい

て準用する第三十四条の二」と、「第二十九条各号」とあるのは「第三十四条の七十二各号」と、同条第二項中「第二十九条第一号又は第二号」とあるのは「第三十四条の七十二第一号又は第二号」と、第三十二条第一項及び第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、同条第四項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、「第二十九条第一号又は第二号」とあるのは「第三十四条の七十二第一号又は第二号」と、同条第五項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、第三十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する前条第二項」と、第三十四条第一項中「前条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する前条」と、同条第二項中「懲戒処分若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による決定」とあるのは「懲戒処分がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定」と、同条第三項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「第三十四条の七十三において準用する第三十一条」と、第三十四条の二中「若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が行う第二十一条の業務が著しく不当と認められる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するため

に必要であると認められるとき」とあるのは「又はこの法律に基づく命令に違反したとき」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十五条第二項第一号中「及び外国公認会計士」を、「外国公認会計士及び企業財務会計士」に改める。

第四十条第二項中「決する」を「決し、可否同数のときは会長の決するところによる」に改める。

第四十三条第二項中「並びに公認会計士」の下に、「企業財務会計士」を、「登録」の下に「並びに公認会計士となるために必要な実務能力の養成及び判定」を加える。

第四十四条第一項第三号中「種別」の下に「(公認会計士及び監査法人並びに企業財務会計士の種別をいう。)」を加え、同項第七号中「公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一 協会が第十六条第二項に規定する実務研修団体である場合にあつては、同条第一項に規定する実務研修に関する規定

第四十四条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「会員」の下に「企業財務会計士である者を除く。」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第十六条第一項に規定する審査に関する規定

第四十六条の二中「公認会計士及び監査法人」

の下に「並びに企業財務会計士」を、「公認会計士」の下に「又は企業財務会計士」を加える。

第四十六条の九中「公認会計士」の下に「又は企業財務会計士」を加える。

第四十六条の九の二第二項中「会員」の下に「(企業財務会計士である者を除く。)」を加える。

第四十六条の十第一項中「第三十条、第三十一条」の下に「第三十四条の七十三において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

第四十六条の十一第二項中「第十九条第三項」の下に「第三十四条の七十一第二項において準用する場合を含む。」を加え、「第二十一条第一項第四号を「第二十一条第二項第三十四条の七十一第二項において準用する場合を含む。」に改める。

第四十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 企業財務会計士でない者は、企業財務会計士の名称又は企業財務会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

第四十九条の二中「外国公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加える。

第四十九条の三の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第一項中「公認会計士」を「公認会計士」に改め、「対し」の下に「第三十四条の六十七の業務に関し企業財務会計士に対し、それぞれ」を加える。

第五十一条中「外国公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加える。

第五十二条第二項中「第十六条の二第六項」の下に「及び第三十四条の七十三」を加える。

第五十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第四十八条第二項の規定に違反した者

第五十三条第二項中「規定を」の下に「適用せず、同条第四号に該当する者については、同項第五号の規定を」を加える。

第五十三条の四中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十四条に次の一号を加える。

四 企業財務会計士となる資格を有する者

（第四号各号のいずれかに該当する者を除く。）で第四十八条第二項の規定に違反した

もの

第五十五条中「及び第三十四条の二十九第四項」を「第三十四条の二十九第四項及び第三十

四の七十三」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第二項中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「第十一條第三項」に改める。

第八十七條第三項中「附帯する事業」の下に「若しくは同項第五号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 機械類その他の物件を使用させる契約で

あつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 契約の対象とする物件（以下この号及び第九十七条第二項第一号において「リース物件」という。）を使用させる期間

（以下この号及び同項第一号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること

と又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

第八十七條第九項中「第四号の事業」の下に「並びに第一項第三号又は第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業」を加え、「同項第二号」を「第四項第二号」に改め、「前項の事業」の下に「並びに第一項第三号又は

第四号の事業を行う連合会が行う第三項各号に掲げる事業を加える。

第九十二条第一項中「すべて」を「全て」に、「同条第三項から第五項まで」を「第八十七条第三項各号」とあるのは「同条第三項各号」と、「第十一條第三項から第五項まで」に改める。

第九十六条第一項中「同条第三項から第五項まで」を「同項第五号」とあるのは「同項第三号」と、「第十一條第三項から第五項まで」に、「同条第二項から第四項まで」を「第九十三条第二項から第四項まで」に改める。

第九十七条第二項中「附帯する事業」の下に「若しくは同項第三号の事業のうち次に掲げるもの（これに附帯する事業を含む。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価

として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

第九十七條第七項中「第四号の事業」の下に「並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業」を加え、「同項第二号」を「第三項第二号」に改め、「第四項の事業」の下に「並びに第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会が行う第二項各号に掲げる事業」を加える。

第一百条第一項中「第九十七條第一項第一号及び第二号」との下に「同項第五号の事業のうち第八十七条第三項各号」とあるのは「同項第三号の事業のうち同条第二項各号」と、「第十一條第三項から第五項まで」とあるのは「同条第三項から第五項まで」とを加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第六條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項中第二十一号を第二十三号とし、第二十号の次に次の二号を加える。

二十一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

（組合員又はこれに準ずる者として内閣府

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び同報告書

平成二十三年五月十七日 衆議院會議録第二十号

二二三

令で定めるもののためにするものに限る。）  
イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時にあって譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。  
ニ 前号に掲げる事業の代理又は媒介  
九 九条の九第六項第一号中「から第二十一号まで」を「から第二十三号まで」に改める。  
（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第七<sup>六</sup>条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「名称」の下に「（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。）を行うことにつき同法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）を加え、同項第十四号中「名称」の下に「（当該投資家が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）を加える。」

第六条第六項第一号中「名称」の下に「（当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）を加え、同項第九号中「名称」の下に「（当該投資家が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）を加える。」

（特定資産の価格等の調査）  
第十一条 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。）の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等（当該投資信託委託会社の総株主の

議決権の過半数を保有していることその他の当該投資信託委託会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項並びに第十三条第一項第二号及び第三号において同じ。）でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りでない。

2 投資信託委託会社は、運用の指図を行う投資信託財産について前項に規定する特定資産以外の特定資産（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券その他の内閣府令で定める資産（以下「指定資産」という。）を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資信託委託会社、その利害関係人等及び受託会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他の内閣府令で定める事項の調査を行わせなければならない。ただし、当該行為に先立つて当該調査を行わせている場合は、この限りでない。

第二十六<sup>三</sup>条第三項中「所在地」の下に「又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地」を加える。  
第四十九<sup>九</sup>条第二項第十五号及び第五十条第二項第九号中「名称」の下に「（当該投資家が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）を加える。」

（特定資産の価格等の調査）

第二百<sup>一</sup>条 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるものに限る。）の取得又は譲渡が行われたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であつて利害関係人等（当該資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。次項及び第二百三条第二項において同じ。）でないものに行わせなければならない。ただし、当該取得又は譲渡に先立つて当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りでない。

2 資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人について前項に規定する特定資産以外の特定資産（指定資産を除く。）の取得又は譲渡その他の内閣府令で定める行為が行われたときは、当該投資法人、その資産運用会社（その利害関係人等を含む。）及びその資産保管会社以外の者であつて政令で定めるものに当該特定資産の価格その他の内閣府令で定める事項の調査を行わせなければならない。ただし、当該行為に先立つて当該調査を行わせている場合は、この限りでない。  
第二百二<sup>二</sup>条第二項中「同条第一項を「同条」に改める。  
第二百三<sup>三</sup>条の三第一項の表第二十九条の四第一項第一号二の項を次のように改める。

|                    |         |                                                         |
|--------------------|---------|---------------------------------------------------------|
| 第二十九条の四<br>第一項第一号二 | 金融商品取引業 | 金融商品取引業(業として特定投資運用行為を行おうとする場合にあつては、当該特定投資運用行為を行う業務を含む。) |
|--------------------|---------|---------------------------------------------------------|

第二百二十五条第七項を同条第八項とし、同

条第六項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融庁長官は、第一項の規定により委任された権限(前二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、次に掲げるものを委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 第二十六条第一項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項、第二百十九条第一項及び第二百二十三条第一項の規定による権限

二 第二十六条第七項(第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第八十七条の規定による権限

第二百二十五条の二中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二百四十八条第一号中「第二百四十条」を「第二百三十九条第二号、第二百四十条」に改め、同条第四号中「第二百三十九条」の下に「(第

二号を除く。)」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第七 第十八条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項に次の二号を加える。

十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもの)のためにするものに限る。)

イ 契約の対象とする物件(以下この号及び次条第四項第十七号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号及び同項第十七号において「使用期間」という。)

の号及び同項第十七号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価

として受領することを内容とするものであること。

として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介第五十四条第四項に次の二号を加える。

十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもの)のためにするものに限る。)

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介第八十九条第六項中「次条第四項」を「第五十三條第四項」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第九 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次の二号を加える。

十三 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもの)のためにするものに限る。)

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)

の号及び同項第十七号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十四 前号に掲げる業務の代理又は媒介  
(労働金庫法の一部改正)

第十條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項に次の二号を加える。

二十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。

イ 契約の対象とする物件(以下この号及び次条第一項第二十号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号及び同項第二十号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時にいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の

所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十三 前号に掲げる業務の代理又は媒介  
第五十八條の二第一項に次の二号を加える。

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。

イ 使用期間の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時にいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介

第九十四條第四項中「次条第四項」を「第五十三條第四項」に改める。

(銀行法の一部改正)

第十一條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項に次の二号を加える。

十八 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時にいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十九 前号に掲げる業務の代理又は媒介  
第二十條に次の一項を加える。

7 金融商品取引法第二十四條第一項(有価証券報告書の提出)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない銀行については、前各項の規定は、適用しない。

第五十二條の二十八に次の一項を加える。

6 金融商品取引法第二十四條第一項(有価証券報告書の提出)の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない銀行持株会社については、前各項の規定は、適用しない。

第五十二條の六十一第二項中「次条第四項」を「第五十三條第四項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第十二條 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項に次の二号を加える。

十二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基つき、当該物件を使用させる業務(会員又はこれに準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの)のためにするものに限る。

イ 契約の対象とする物件(以下この号において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得

価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に於いて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十三 前号に掲げる業務の代理又は媒介  
第九十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該保険会社の子会社その他当該保険会社と内閣府令で定める密接な関係を有する者に係る当該業務を行おうとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を内閣府令に届け出ることをもって足りる。

第三百三十三条第一項第二十八号中「第九十八条第二項」を「第九十八条第二項本文」に改め、同項第四十三号中「第二百二十七条第一項」を「第九十八条第二項ただし書(第九十九条において準用する場合を含む。)、第二百二十七条第一項」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第十三条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第十二項中「特定目的借入

れ」を「特定借入れ」に改める。

第四条第三項第三号中「特定資産」の下に「(不動産その他の特定資産に付随して用いられる特定資産であつて、価値及び使用の方法に照らし投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるもの(以下「従たる特定資産」という。))を除く。次号において同じ。」を加える。

第五条第一項第二号及び第五号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、資産流動化計画に記載又は記録された事項の変更であつて、特定資産の取得の時期の確定に伴う変更その他の軽微な変更として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

第十条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第四十条第一項第六号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同項第七号中「定められた特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加え、同項第八号を次のように改める。

ハ 前号の特定資産につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項  
イ 土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるもの  
ロ イに掲げる資産以外の資産

評価額

ロ イに掲げる資産以外の資産 特定目的

会社以外の者であつて政令で定めるものが当該資産の価格につき調査した結果第六十四条第一項及び第六十七条第一項ただし書中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第七十条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「第二百条第三項」を「第二百条第二項」に改める。

第七十三条第三項第二号中「第二百条第三項」を「第二百条第二項」に改める。

第八十二条、第一百一十一条第一項及び第二百一十條第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第二百二十二条第一項第三号中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加え、同項第十七号中「定められた特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加え、同項第十八号を次のように改める。

ハ 前号の特定資産につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項  
イ 土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であつて政令で定めるもの  
ロ イに掲げる資産以外の資産

会社以外の者であつて政令で定めるものが当該資産の価格につき調査した結果

第二百二十二条第一項第二十二号、第二百五十一

条第三項第二号及び第五項、第五百五十二条第一

項第四号、第五百五十三条第三項ただし書、第五百七条見出しを含む。並びに第五百九条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第六十条第一項第七号中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加え、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第六十一条第二項及び第六百八十九条第三号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第六百九十九条を次のように改める。

第二百九十九条 削除  
第二百条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 従たる特定資産(前各号に掲げる資産に該当するものを除く。)

第二百条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加え、「この条」を「この項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、同項を同条第三項とする。

第二百一条を次のように改める。

第二百一条 削除

第二百二条中「第二百条第三項及び第四項」を「第二百条第二項及び第三項」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第二百三条中「第二百条第三項及び第四項」を

「第二百条第二項及び第三項」に改める。

第二百八条第一項中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加える。

第二百十条中「すべて」を「全て」に、「に限り」を「には」に改め、「特定資産を取得するために必要な」を削る。

第二百十一条を次のように改める。

第二百十一条 特定目的会社が行う資金の借入れであつて、前条の規定により行う資金の借入れ以外のものについては、次の各号に掲げる資金の借入れの区分に応じ当該各号に定める場合に限り、行うことができるものとする。

一 特定社債、特定約束手形又は特定借入れに係る債務の履行に充てるための資金の借入れ(当該資金の借入れに係る債務の履行に充てるために更に資金の借入れを行う場合を含む。) 借入期間が一年以内である場合

二 前号に掲げる資金の借入れ以外の資金の借入れ 資産対応証券の発行又は特定借入れを行う場合における一時的な資金繰りのために資金の借入れを行う場合その他投資者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合

第二百十三条及び第二百二十五条第二項第三号中「特定資産」の下に「(従たる特定資産を除く。)」を加える。

第二百二十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、資産信託流動化計画に記載又は記録された事項の変更であつて、特定資産の取得の時期の確定に伴う変更その他の軽微な変更

更として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

第二百二十七条第二項中「(次条において「変更届出」という。)」を削る。

第二百三十条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「受ける種類の受益権」の下に「(以下この項において「社債的受益権」という。)」を加え、「種類以外の種類の受益権を定めること」を「社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものであること、当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議(次に掲げるものを除く。)」について議決権を有しないこと」に改め、同号に次のように加える。

イ 第二百六十九条第一項第一号の承諾を行う権利者集会の決議

ロ 第二百七十三条第一項の権利者集会の決議

ハ 第二百七十四条第一項の権利者集会の決議

ニ 第二百七十五条第一項(第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。)の承認を行う権利者集会の決議

ホ 第二百七十六条第一項の権利者集会の決議

ヘ 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三百三十二条の二第一項の承認を行う権利者集会の決議

第二百三十条第一項第四号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 社債的受益権であつて、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの(第二百三十四条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。)を定める場合には、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等へ通知しなければならないこと。

第二百三十四条第五項第一号中「である旨」の下に「(当該受益証券が特別社債的受益権に係るものであるときは、その旨を含む。)」を加える。

第二百八十四条第三項中「第二百条第四項」を「第二百条第三項」に改める。

第三百十一条第一項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正) 第十四条 特定融資枠契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第一号から第三号まで」を「又は合同会社(第一号から第五号まで)」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第五号中「登録投資法人」の下に「(第五号に掲げる者を除く。)」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第四号中「特定目的会社」の下に「(第五号に掲

る者を除く。)」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の六号を加える。

五 前各号に掲げる者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、前各号に掲げる者を除く。)

六 会社法第二条第二号に規定する外国会社であつて、次のいずれかに該当するもの(前号に掲げる者を除く。)

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える者

ロ 会社法第八百九条第一項に規定する貸借対照表に相当するものにおける純資産の額に相当するものの額が十億円を超える者

ハ 金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場に上場されている有価証券の発行者である者

七 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第五項に規定する相互会社

八 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者(第一号から第六号までに掲げる者を除く。)

九 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社(第一号から第五号までに掲げる者を除く。)

十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)

第二条第二項に規定する貸金業者(株式会社であるものに限り、第一号から第五号まで及び第八号に掲げる者を除く。)

第二条第二号の次に次の一号を加える。

三 会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度の末日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。第六号口において同じ。)が十億円を超える株式会社(前二号に掲げる者を除く。)

第二条に次の一項を加える。

2 特定融資枠契約の当事者の一方である借主が前項第六号に規定する外国会社である場合において、同号イに規定する資本金の額若しくは出資の総額又は同号ロに規定する純資産の額に相当するものを本邦通貨に換算するとき、特定融資枠契約を締結する時の外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。

第三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十五条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項に次の二号を加える。

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基き、当該物件を使用させる業務

イ 契約の対象とする物件(以下この号に

において「リース物件」という。)を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十

号の三の次に三号を加える改正規定、同法第九十八条及び第二百七条第一項第三号の改正規定並びに同項第六号の改正規定(「第九十八号(第五号及び第八号を除く。)」を「第九十八号第四号の二に改める部分に限る。」、第七号中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八条の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十六条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定、同法第三十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の二第二項の改正規定、同法第六章中第七十一条の次に一条を加える改正規定、同法第九十一条及び第九十二条第三項の改正規定、同法第二百九十二条の二の次に一号を加える改正規定、同法第二百七条第一項第五号の改正規定並びに同項第六号の改正規定(「第二百七条第十七号」を「第二百七条第十二号の三、第十七号」に改める部分に限る。)、第二条の規定、第四条中公認会計士法第三十四条の四十三、第三十四条の五十五、第三十四条の五十八及び第四十条

第二項の改正規定、第七号中投資信託及び投資法人に関する法律第十一条、第二十六条第三項、第二百一条、第二百二条第二項、第二百二十五条及び第二百二十五条の二の改正規定、第十一条中銀行法第二十条及び第五十二条の二十八の改正規定、第十二条中保険業法第九十八条第二項にただし書を加える改正

規定及び同法第三百三十三条第一項の改正規定、第十三条の規定並びに附則第八条、第九号、第十八条から第二十号まで、第二十条、第二十六号から第二十八号まで、及び第四号、第二十六号から第二十八号まで、第三十七号、第三十八号及び第四十一条から第四十三号までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第九十三条の二第一項の改正規定及び同法第九十三条の三の次に一条を加える改正規定、第四条の規定(公認会計士法第三十四条の四十三、第三十四条の五十五、第三十四条の五十八及び第九十二条第二項の改正規定を除く。並びに附則第九号、第十二号から第十六号まで、第二十二号、第二十五号、第二十九号、第三十条、第三十二条、第三十五号、第三十九号、第四十条及び第四十四条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第五条、第七条、第九条及び第十号(これらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する有価証券の募集又は売出し(新金融商品取引法第五条第一項(新金融商品取引法第二十七条において

第十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に公認会計士となる資格を有する者（公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号。附則第三十五条を除き、以下「平成十五年公認会計士法改正法」という。）附則第三条各号の規定により公認会計士となる資格を有するものとみなされる者を含む。）は、第四条の規定による改正後の公認会計士法（以下「新公認会計士法」という。）第三条の規定により公認会計士及び新公認会計士法第三十四条の六十

八に規定する企業財務会計士となる資格を有するものとみなす。

2 第三号施行日前に第四条の規定による改正前の公認会計士法(以下「旧公認会計士法」という。)の規定による公認会計士試験に合格した者に係る公認会計士となる資格については、なお従前の例による。

第十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧公認会計士法第九条第三項に規定する者である者に対する短答式による試験の免除については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧公認会計士法第十条第二項に規定する者である者に対する論文式による試験科目の一部の科目の免除については、なお従前の例による。

第十四条 新公認会計士法第九条第三項から第七項まで及び第十条第二項から第五項までの規定は、第三号施行日以後に実施される公認会計士試験から適用する。

第十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧公認会計士法第十六条第一項に規定する実務補習を行っている者は、第三号施行日において現に当該実務補習を受けている者が当該実務補習の全ての課程を修了するまでの間においては、当該者に対して、当該実務補習を行うものとする。この場合において、旧公認会計士法第十六条、第三十四条の五第二号及び第四十四条第一項第十一号の規定は、なおその効力を有する。

2 第三号施行日以後に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧公認会計士法第

十六号第七項の規定による確認を受ける者は、新公認会計士法第十六条第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受ける者とみなす。

3 第三号施行日前に旧公認会計士法第十六条第七項の規定による確認を受けた者であつて旧公認会計士法第十七条に規定する登録を受けていない者は、新公認会計士法第十六条第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。

4 平成十五年公認会計士法改正法第二条の規定による改正前の公認会計士法第十二条(平成十五年公認会計士法改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の規定による実務補習を修了した者は、新公認会計士法第十六条第一項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。

第十六条 新公認会計士法第二十一条第二項第二号の規定は、第三号施行日以後二年以上継続して所在不明である者について適用する。

第十七条 第五号の規定による改正後の水産業協同組合法(以下この条において「新水協法」という。)第十一条の四第二項及び第三項(これらの規定を新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に新水協法第十一条第一項第五号の事業又は新水協法第九十三条第一項第三号の事業のうち新水協法第八十七条第三項各号に掲げるもの(以下この条において「特定リース事業」という。)を行っている漁業協同組合又は水産加工業

協同組合の当該特定リース事業に係る信用事業規程(新水協法第十一条の四第一項(新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。))の信用事業規程をいう。)の記載事項及び変更については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に特定リース事業を行っている漁業協同組合又は水産加工業協同組合の当該特定リース事業に係る会計については、新水協法第十一条の十四(新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日から起算して二年を経過する日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第十一条の規定による改正後の銀行法(次項及び附則第四十二条において「新銀行法」という。)第二十条第七項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る同条第四項の規定による公告について適用する。

2 新銀行法第五十二条の二十八第六項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る同条第三項の規定による公告について適用する。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第二号施行日前に第十二条の規定による改正前の保険業法第九十八条第二項の認可を受けている業務であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第十二条の規定によ

る改正後の保険業法第九十八条第二項ただし書の規定により届け出ることをもって足りることとされているものについては、第二号施行日において同項ただし書の規定による届出があつたものとみなす。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第十三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(次項において「新資産流動化法」という。)第四十条第一項の規定は、第二号施行日以後に優先出資を引き受ける者の募集を決定する場合について適用し、第二号施行日前に優先出資を引き受ける者の募集を決定した場合については、なお従前の例による。

2 新資産流動化法第二百二十二条第一項の規定は、第二号施行日以後に特定社債を引き受ける者の募集を決定する場合について適用し、第二号施行日前に特定社債を引き受ける者の募集を決定した場合には、なお従前の例による。

(特定融資枠契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第十四条の規定による改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。

(政治資金規正法の一部改正)

第二十二条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。  
第十九条の十三第六項中「である公認会計士」

の下に「登録政治資金監査人が行つた第一項の政治資金監査の業務を補助した公認会計士及び企業財務会計士を含む。」を、「(同法の下に「第三十四条の七十三及び」を、「又は第三項及び「第三十三条」の下に「(同法第三十四条の七十三において準用する場合を含む。)」を加える。(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第二十三条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の五第二項中「次条第四項」を「第五十三条第四項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第四号の次に次の一号を加える。

四の二 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者(同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)が、当該特定目的信託の信託財産に属する不動産(同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。)を当

該特定目的信託に係る信託契約の終了の時において、当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権(八において「社債的受益権」という。)の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

ロ 当該原委託者の信託した特定資産(資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう)が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

(租税士法の一部改正)

第二十五条 租税士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「公認会計士」を「公認会計士若しくは企業財務会計士」に改める。

第二十四条第一号及び第四十三条中「公認会計士」の下に「企業財務会計士」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条の三の見出し中「利子」を「利子等」に改め、同条第一項中「その利子」の下に「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当(以下この条において「利子等」という。)」を加え、「受ける利子」を「受ける利子等」に改め、同項各号中「利子」を「利子等」に改め、同条第二項中「発行をする者」を「発行者(特定振替社債等のうち政令で定めるものにあつては、政令で定める者。以下この条第四項第二号を除く。)」において同じ。の」に、「発行をする者」との「を「発行者」との」に、「利子」を「利子等」に改め、同条第三項中「利子」を「利子等」に、「発行をする者」を「発行者」に改め、同条第四項第一号中「利子」を「利子等」に、「発行をする者」を「発行者」に改め、同項第二号中「社債等の」の下に「同条第一項の」を加え、同条第五項中「特定振替社債等の利子」を「特定振替社債等の利子等」に改め、同項の表前条第三項の項中「利子」を「利子等」に改め、「振替地方債」の下に「の利子」を、「特定振替社債等」の下に「の利子等」を加え、同表前条第六項の項中

|          |         |               |
|----------|---------|---------------|
| 第一項及び第三項 | 第一項及び前項 | 次条第一項及び第三項    |
| 及び第三項の二  |         | 、第三項の二及び第八条の二 |

|    |                  |                  |
|----|------------------|------------------|
| に、 | 第五十条の二第一項又は第五項後段 | 第五十条の三第一項又は第三項後段 |
|----|------------------|------------------|

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 第五十条の二第一項又は第五項後段 | 第五十条の三第一項又は第三項後段 |
|------------------|------------------|

|                         |                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」 | これらの規定に規定する利子等」と、第八条の二第一項中「(以下」とあるのは「(第五条の三第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下」と、同条第五項中「配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」とあるのは「配当等(第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

に改め、同表前条第十二

|                  |                   |              |
|------------------|-------------------|--------------|
| 項の項中             | 振替国債又は当該振替<br>地方債 | 特定振替社債等      |
|                  | 以下この条             | 第二号及び第三項     |
| を                |                   |              |
| は当該振替            | 利子等               | 利子           |
|                  | 特定振替社債等           | 振替国債又<br>地方債 |
| に改め、同表前条第二十二項の項中 |                   |              |
| 第二号及び第三項         | 利子等               | 以下この条<br>利子  |

「利子」を「利子等」に改め、同条第六項中「発行をした者で」を「発行者は、」に、「利子につき」を「利子等につき」第九條の六第四項又は「に、」を「しなかつたものは」を「がされなかつた場合には」に、「発行をした者の」を「発行者の」に改め、同条第七項中「利子」を「利子等」に改める。

第八条の見出しを「（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）」に改め、同条第一項中「利子又は」を「利子、」に改め、この収益の分配の下に「又は社債的受益権（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この条、次条、第九条の四及び第三十七条の十五において同じ。）の剰余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項及び次項において同じ。）を加え、」所得税法を「同法」に改め、同項第一号中「第三号」の下に「及び第四号」を加

え、「記録された」を「記録がされた」に、「記録されて」を「記録がされて」に改め、同項に次の一号を加える。

四 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当（第一号に規定する金融機関の当該記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当で政令で定めるものを除く。）でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの

第八条第三項中「利子」の下に「又は社債的受益権の剰余金の配当」を加え、「に掲げるもの」を「又は第四号に掲げるもの（次項において「公

社債の利子等」という。）に改め、同条第三項中「公社債」の下に「及び社債的受益権」を加え、「利子で第一項第一号に掲げるもの」を「利子等」に改め、同条第四項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に、「又は収益の分配」を「収益の分配又は剰余金の配当」に改め、同条第五項中「第一項第一号」の下に「又は第四号」を、「利子」の下に「又は剰余金の配当」を加え、「又は収益の分配」を「収益の分配又は剰余金の配当」に改め、「のうちの」を「又は剰余金の配当のうちの」に改め、同条第六項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に、「記録されて」を「記録がされて」に改める。

第八条の二第一項第二号を次のように改める。

二 社債的受益権

第九条の六第二項中「利益の分配」の下に「第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。」を加え、「同項第二号」を「同法第六百六十四条第一項第二号」に改め、同条第四項中「利益の分配」の下に「第五条の三第一項又は第三項後段の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第六項において同じ。」を加える。

第三十七条の十五第一項各号中「第八条の二第一項第二号に規定する」を削る。

第四十一条の十三第二項中「発行をする者の」第五條の三第二項を「第五条の三第二項に規定する発行者の同項」に改める。

第四十二条の二第一項第一号中「利子」を「第

五条の三第一項に規定する利子等」に、「発行をする者若しくは当該発行をする者」を「発行者（同条第二項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該発行者」に、「発行をする者との」を「発行者との」に改める。

第六十二条の三第二項第一号ロ(3)中「第六十八条の三の二第一項第一号ロに掲げる要件に該当する」を「第六十八条の三の二第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるもの又は同号ロ(3)若しくは(4)に掲げる」に改め、「除く。」の下に「該当するもの」を加える。

第六十七条の十四第一項第二号ハ中「同条第三項各号」を「同条第二項各号」に改める。

第六十七条の十七第二項中「利子」を「第五条の三第一項に規定する利子等」に、「発行をする者の」第五條の三第二項を「同条第二項に規定する発行者の同項」に改め、同条第十項中「第二項に規定する利子」を「第二項に規定する利子等」に改め、同条第十一項中「利子又は第二項に規定する」を「第二項に規定する利子等又は」に改める。

第六十八条の三の二第一項中「次項から」を「以下」に改め、同項第一号ロ(1)中「による受益権」を「による社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）に、」同条第三項を「金融商品取引法第二条第三項に、」その受益権を「その社債的受益権」に改め、同号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「受益権」を「社債的受益権」に改め、「を

いう」の下に。以下この号において同じ」を加え、同号口(3)を同号口(2)とし、同号口に次のように加える。

- (3) その発行者が行つた受益権(社債的受益権を除く。以下この号において同じ)の募集により受益権が五十人以上の者によつて引き受けられたもの
- (4) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が機関投資家のみによつて引き受けられたもの

第六十八条の三の二第二号イ中「に該当しない」を「のうち政令で定めるものに該当するもの(前号口(1)又は(2)に該当する特定目的信託に係る受益権を除く。)でない」に改め、同号口「中」に「(当該受益権が社債的受益権に係る受益証券(資産の流動化に関する法律第二十五条に規定する受益証券をいう。)を発行している特定目的信託に係る受益権である場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額)」を加える。

第八十三条の二第一号二中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税)

第八十三条の三 資産の流動化に関する法律第二十三条に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者(同法第二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から

引き続き委託者である者に限る)が、当該特定目的信託の信託財産に属する財産(同法第二十六条に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る)を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合に、当該財産の所有権の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該買戻し後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二十三条第一号の二に規定する社債的受益権(以下この条において「社債的受益権」という。)の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

二 当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発行されるものであること及び当該原委託者の信託した特定資産(資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する特定資産をいう。)が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

三 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第二十七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法以下この条において「新租税特別措置法」という。第六十八条の三の二第一号(第一号口及びハ並びに第二号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、特定目的信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二十九条の二ホに掲げる特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人(新租税特別措置法第二条の二第三項において準用する法人税法第四条の七第一号の規定により内国法人として新租税特別措置法の規定を適用するものに限る。)の第二号施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人(前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税

特別措置法」という。第二条の二第三項において準用する法人税法第四条の七第一号の規定により内国法人として旧租税特別措置法の規定を適用したものに限る。)の第二号施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第二十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第四号中「その信託契約に」を削り、「第二百三十条第一項第四号」を「第二百三十条第一項第二号」に、「に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権を」に規定する社債的受益権」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(一)中「又は外国公認会計士」を「外国公認会計士又は企業財務会計士」に改め、同号(一)中「(登録)」を「(登録の義務)」に改め、同号(一)に次のように加える。

ハ 公認会計士法第三十四条の七十一第一項(登録の登録件数 一件につき三万円 義務)の企業財務会計士の登録

別表第一第五十号中「に係る実務補習団体等」を「に係る実務研修団体」に改め、同号(一)中「(有限責任監査法人の登録)」を「(登録)の有限責任監査法人」に改め、同号(二)中「第十六条第一項(実務補習)の実務補習団体等」を「第十六条第二

項(実務研修終了後の審査合格の確認)の実務研修団体」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三十条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。



(公認会計士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十条第一項中「第二条の規定による改正後の」を削り、「同法第八条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「第二条の規定による改正後の」を削り、「二年」を「三年」に改め、「に規定する実務補習を修了し、同条第七項」を削る。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第三十六条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第三号の事業」の下に「並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの」を加え、同条第三項中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改め、「第二号の事業」の下に「並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項から第四項まで」を「同法第九十三条第二項から第四項まで」に改め、同条第四項中「第四号の事業」の下に「並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第三項」を「同法第十一条第三項」に改め、「第一号の事業」

の下に「並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの」を加え、「同条第二項から第四項まで」を「同法第九十三条第二項から第四項まで」に改める。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十七条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十一条第十七項中、「同項第八号中「不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）」とあるのは「不動産」とを削り、同条第三十七項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第四十項第一号中「第二百三十三条第四十項第一号ロ(1)」を「第二百三十三条第三十九項第一号ロ(1)」に改め、同条第四十二項中、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「第二百条第二項の規定に基づき同項各号の財産に係る」とあるのは「会社法整備法第二百三十三条第二十七項の規定に基づき特定資産の」に改める。

第二百三十二条第十三項及び第十六項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第十九項中、「同条第一項第十八号中「不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）」とあるのは「不動産」とを削り、同条第三十一項、第三十五項及び第三十六項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第二百三十三条第二十四項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第二十九項中「特例旧特定目的会社は、特定資産の下に「(新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。))」を加え、「及び次項」を削り、第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第三十項を削り、同条第三十一項中「第二百条第三項及び第四項」を「第二百条第二項及び第三項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「不動産(建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。))」とあるのは「不動産」と、「第二百条第三項及び第四項」とあるのは「第二百条第二項及び第三項」とあるのは、「に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項から第三十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十六項中「前条の規定により行う場合及び資産流動化計画」とあるのは「資産流動化計画」と、「特定約束手形又は特定目的借入れ」とあるのは「又は特定約束手形」を「資金の借入れであつて、前条の規定により行う資金の借入れ以外のもの」とあるのは「資金の借入れ」と、同条第一号中、「特定約束手形又は特定借入れ」とあるのは「又は特定約束手形」と、同条第二号中「資産対応証券の発行又は特定借入れ」とあるのは「資産対応証券の発行」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項から第四十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四十二項中「第四十項」を「第三十九項」に改め、同項

を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「第四十項第一号」を「第三十九項第一号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第四十項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「第四十項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項から第四十九項までを一項ずつ繰り上げる。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十八条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二百八条中「第二百三十三条第四十項第一号ロ(5)」を「第二百三十三条第三十九項第一号ロ(5)」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第三十九条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四十五号中「又は監査法人」を「若しくは監査法人又は企業財務会計士」に改める。

別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項中「若しくは第三十四条の五第一号」を「第三十四条の五第一号若しくは第三十四条の六十七第一項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第四十条 第三号施行日が犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条中「第二条第二項第四十五号」とあるのは「第二条第二項第四十二号」と、「別表」とあるのは「第四条第一項の表」とする。

2 前項に規定する場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律附則の次に別表を加える改正規定中「若しくは第三十四条の五第一号」とあるのは、「第三十四條の五第一号若しくは第三十四條の六十七第一項」とする。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第四十一条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第十三条の四後段」の下に「及び第二十条第七項」を加える。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 前条の規定による改正後の株式会社日本政策投資銀行法(以下この条において「新政策投銀法」という。)第十条第一項において準用する新銀行法第二十条第七項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る新政策投銀法第十条第一項において準用する新銀行法第二十条第四項の規定による公告について適用する。

(金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち金融商品取引法目次の改正規定中「第七十一条」を「第七十一条の二」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第四十四条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号中「監査法人」の下に「並びに企業財務会計士」を加える。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十七条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行等の業務範囲及び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 多様で円滑な資金供給を実現するため、新株予約権無償割当てによる増資に係る開示制度等の整備、特定融資枠契約の借主の範囲拡大、銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁のための措置を講ずること。

2 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供を図るため、プロ等に限定した投資運用業の規制緩和、資産流動化スキームに係る規制の弾力化、英文開示の範囲拡大のための措置を講ずること。

3 市場の信頼性の確保のため、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応、投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充の措置を講ずること。

4 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行等の業務範囲及

び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和する等の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十三年五月十三日

財務金融委員長 石田 勝之

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災からの復旧・復興に向けた義援金・復興資金が全国から寄せられる中で、その募集を装った詐欺などの違法・悪質な取引、無登録業者による未公開株等の勧誘等が行われることのないよう、本法により整備される措置を含めた制度の実効性ある運用に努めること。

一 公認会計士監査制度及び会計の専門家の活用に関しては、会計をめぐる国際的な動向や、公認会計士試験合格者数の適正な規模についての議論などを踏まえ、その在り方を引き続き検討すること。

また、公認会計士による監査を充実・強化していくため、専門職業家団体による自主規律の重要性に留意して、その自主規制を活用した有効かつ効率的な監督を行うこと。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二十三年四月二十日

参議院議長 西岡 武夫  
衆議院議長 横路 孝弘殿

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律

目次

|                                                                                                                                                                             |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 第一章 総則(第一条—第五条)                                                                                                                                                             |  |
| 第二章 新関西国際空港株式会社                                                                                                                                                             |  |
| 第一節 総則(第六条—第八条)                                                                                                                                                             |  |
| 第二節 事業等(第九条—第二十六条)                                                                                                                                                          |  |
| 第三節 雑則(第二十七条—第二十八条)                                                                                                                                                         |  |
| 第三章 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等(第二十九条—第三十三条)                                                                                                                                        |  |
| 第四章 雑則(第三十四条—第三十五条)                                                                                                                                                         |  |
| 第五章 罰則(第三十六条—第四十三条)                                                                                                                                                         |  |
| 附則                                                                                                                                                                          |  |
| 第一章 総則                                                                                                                                                                      |  |
| (目的)                                                                                                                                                                        |  |
| 第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港(以下「両空港」という。)の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。)の規定により両空港に係る特定事 |  |

業(民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港(以下「国際拠点空港」という。)としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の意義及び目標に関する事項
- 二 両空港の一体的かつ効率的な運営に関する基本的な事項
- 三 両空港の一体的かつ効率的な運営に資する事業との連携に関する基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、第三十四条第一項の協議会が組織されている場合において、基本方針を定

めようとするときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(設置管理基本計画)

第三条 両空港及び両空港航空保安施設(両空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。以下同じ。)の設置及び管理は、国土交通大臣が定める設置管理基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の設置管理基本計画は、両空港の滑走路の数及び長さ、両空港航空保安施設の種類の、両空港の運用時間その他の政令で定める事項について定めるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、この法律の目的を達成するため、新関西国際空港株式会社、関係地方公共団体その他の関係者との連携及び協力を確保しつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るために必要な措置を確保かつ円滑に実施しなければならない。

2 国は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に資するため、両空港に係る公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)の設定が適時

に、かつ、適切な条件で行われるとともに、当該公共施設等運営権が設定された場合における第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるような必要環境の整備に努めなければならない。

(地方公共団体等の協力)

第五条 関係地方公共団体その他の関係者は、新関西国際空港株式会社が行う両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理と相まって、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大に資するため、両空港の利用の促進及び利用者の利便の確保を図るために必要な措置を相互に連携を図りながら協力しつつ実施するよう努めなければならない。

第二章 新関西国際空港株式会社

第一節 総則

(会社の目的)

第六条 新関西国際空港株式会社(以下「会社」という。)は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第七条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数

を保有していなければならない。

(商号の使用制限)

第八条 会社以外の者は、その商号中に新関西国際空港株式会社という文字を使用してはならない。

## 第二節 事業等

(事業の範囲)

第九条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 両空港の設置及び管理
- 二 両空港航空保安施設の設置及び管理
- 三 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理
- 四 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業
  - イ 緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理
  - ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号。以下「航空機騒音障害防止法」という。)第五条及び第八条の二に規定する工事に関する助成
  - ハ 航空機騒音障害防止法第六条に規定する共同利用施設の整備に関する助成

二 航空機騒音障害防止法第九条第一項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れ並びに航空機騒音障害防止法第十条第一項の規定による損失の補償

ホ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれのない施設の建設及び管理

五 前号に掲げるもののほか、大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

六 関西国際空港と最寄りの陸岸との間の連絡橋その他これに類する施設の建設及び管理

七 前各号の事業に附帯する事業

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(会社の責務)

第十条 会社は、常にその事業を適正かつ効率的に営むことに配慮するとともに、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済その他の会社の経営基盤を強化するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 会社は、その目的を達成するため、両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ、

適切な条件で実施するとともに、当該公共施設等運営権を設定した場合における第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活環境の改善に対する配慮等)

第十一条 会社は、その周辺地域が市街化されている大阪国際空港については、当該周辺地域の住民その他の者の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で必要であることに鑑み、その事業の実施に当たり大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、第九条第一項第四号及び第五号の事業が適切かつ確実に営まれるようにしなければならない。

2 国は、第九条第一項第四号及び第五号の事業が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

(事業の実施の特例)

第十二条 関西国際空港に係る第九条第一項第一号の事業のうち、国土交通大臣が関西国際空港の空港用地(以下単に「空港用地」という。)の維持その他の管理の特殊性その他の事情を勘案して、空港用地の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため空港用地の保有及び管理を会社以外の者に行わせる必要があると認めて告示した区域において行われるものは、当該事業に係る空港用地の保有及び管理(以下「特定空港用地保有管理事業」という。)について次に掲げるところに従って行われなければならない。

一 国土交通大臣が指定する株式会社(以下「指

定会社」という。)が当該空港用地を保有し、その管理を行うこと。

二 指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けること。

2 特定空港用地保有管理事業は、第三条第一項の設置管理基本計画に適合するものでなければならない。

(指定会社)

第十三条 前条第一項第一号の規定による指定は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、行うものとする。

一 会社がその発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。第八項において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる株式を保有している株式会社であつて、特定空港用地保有管理事業を行うことを目的とするものであること。

二 基本方針に従つて特定空港用地保有管理事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

三 基本方針に従つて特定空港用地保有管理事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2 指定会社は、特定空港用地保有管理事業の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、会社と協議して、基本方針に即して、特定空港用地保有管理事業の実施に関する計画を定め、

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 指定会社は、会社に対する空港用地の貸付けに係る貸付料その他の政令で定める貸付けの条件について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の貸付料その他の貸付けの条件が、空港用地の整備に要した費用に係る債務の返済の確実かつ円滑な実施が図られるものとして政令で定める基準に適合する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。</p> <p>5 指定会社は、毎事業年度の開始前に(前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、国土交通省令で定めるところにより、基本方針に即して、その事業年度の事業計画を定め、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>6 指定会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>7 指定会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。</p> <p>8 会社は、常時、指定会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。</p> | <p>9 国土交通大臣は、特定空港用地保有管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(資金の貸付け)</p> <p>第十四条 政府は、予算の範囲内において、指定会社に対し、特定空港用地保有管理事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。</p> <p>(関西国際空港用地整備準備金)</p> <p>第十五条 指定会社は、毎事業年度末において、空港用地の整備に要する費用の支出に備えるために必要な金額を、国土交通省令で定めるところにより、関西国際空港用地整備準備金として積み立てなければならない。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第十六条 国土交通大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項第一号の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>一 特定空港用地保有管理事業を適正に行うことができないと認めるとき。</p> <p>二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。</p> <p>三 第十三条第九項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(指定を取り消した場合における措置)</p> <p>第十七条 前条の規定により第十二条第一項第一号の規定による指定を取り消した場合における当該取消しに係る指定会社の権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。</p> | <p>2 前条の規定により第十二条第一項第一号の規定による指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、国土交通大臣が、政令で定めるところにより、特定空港用地保有管理事業に係る財産の管理その他の業務を行うものとする。</p> <p>(一般担保)</p> <p>第十八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 指定会社の社債権者は、指定会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 前二項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>(債務保証)</p> <p>第十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社又は指定会社の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。</p> <p>2 政府は、前項の規定によるほか、会社又は指定会社が社債券又はその利権を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利権に係る債務について、保証契約</p> | <p>をすることができる。</p> <p>(国及び地方公共団体の配慮)</p> <p>第二十条 国及び地方公共団体は、会社の事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、適当と認め人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。</p> <p>(代表取締役等の選定等の決議)</p> <p>第二十一条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。</p> <p>(事業計画)</p> <p>第二十二条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、基本方針に即して、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(社債及び借入金)</p> <p>第二十三条 会社は、会社法第六百七十六条に規定する募集社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において「募集社債」という。)を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号において同じ。)を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

受けなければならない。

2 前項の規定は、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 前二項の規定は、指定会社が募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとする場合について準用する。  
(重要な財産の譲渡等)

第二十四条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。  
(定款の変更等)

第二十五条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。  
(財務諸表)

第二十六条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

### 第三節 雑則

(監督)  
第二十七条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に

関し監督上必要な命令をすることができる。

### (報告及び検査)

第二十八条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定会社から特定空港用地保有管理事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定会社の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 第三章 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等

#### (民間資金法の特例等)

第二十九条 会社が、民間資金法第六条の規定により、第九条第一項の事業に係る特定事業(関西国際空港又は大阪国際空港の運営等(民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。第三十二条第二項において同じ。))を行い、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第十三条第一項に規定する着陸料等を自らの収入として收受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。

業」という。)を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならない。

2 特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を有する者(以下「空港運営権者」という。)が第九条第一項第四号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合には、当該特定空港運営事業には、同号イからホまでの事業のいずれもが含まなければならない。この場合において、会社は、同項の規定にかかわらず、同号の事業を行わないものとする。

第三十条 会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

一 特定空港運営事業に係る民間資金法第五条第一項に規定する実施方針を定めようとするとき。

二 民間資金法第六条の規定により特定空港運営事業を選定しようとするとき。

三 民間資金法第七条第一項の規定により特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。

四 民間資金法第十条の六第一項の規定により特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。

五 特定空港運営事業に係る民間資金法第十条の十三第二項の許可をしようとするとき。

六 特定空港運営事業に係る民間資金法第十条の十五の規定による指示をしようとするとき。

七 民間資金法第十条の十六第一項の規定によ

り、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じようとするとき。

2 前項の承認は、基本方針に照らして適切であると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の承認は、特定空港運営事業を行うこととなる者が次の要件を満たしていることと認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

一 基本方針に従って特定空港運営事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 基本方針に従って特定空港運営事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

4 会社は、民間資金法第十条の七の規定により同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、その金額(第四十一条第一項第八号において「費用相当金額」という。)について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 空港運営権者及び会社が特定空港運営事業に関し締結する民間資金法第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 前二項の認可は、基本方針に照らして適切であると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

官 報 (号 外)

7 空港運営権者が民間資金法第十条の十一項の規定により空港法第十三条第一項に規定する着陸料等、同法第十六条第一項に規定する旅客取扱施設利用料及び航空法第五十四条第一項の使用料金を收受する場合における民間資金法第十条の十二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

8 会社は、民間資金法第十条の十五の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、又は実地について調査した場合には、遅滞なく、その結果を国土交通大臣に報告しなければならない。

9 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 民間資金法第十条の十五の規定により、空港運営権者に対して、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること。

二 民間資金法第十条の十六第一項の規定により、特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。

(航空法の特例)

第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年

法律第 号)第二十九条第二項に規定する

空港運営権者(以下「空港運営権者」という。)(と、「当該施設」とあるのは、「同法第一条に規定する両空港及び同法第二条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同条第二項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七條の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七條の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八條ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。

2 空港運営権者が第九条第一項第二号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条及び第四百八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは、「空港運営権者」とする。

(空港法の特例等)

第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一

体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二十九条第二項に規定する空港運営権者(以下「空港運営権者」という。)(と、同条第二項中「空港管理者(国土交通大臣を除く。次条において同じ。)」とあり、同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)」及び指定空港機能施設事業者」とあり、及び同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者(国土交通大臣を除く。)、空港運営権者」とする。

2 空港法第十六条及び第三十二条の規定は、第九条第一項第三号の事業のうち航空旅客の取扱施設の運営等を行うものを含む特定空港運営事業を行う空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第二項において準用する第十六条の規定」と読み替えるものとする。

(航空機騒音障害防止法の特例)

第三十三条 空港運営権者が第九条第一項第四号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合における航空機騒音障害防止法の規定の適用については、航空機騒音障害防止法第四条の見出

し、第五条、第六条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第九条の二並びに第十条第一項中「特定飛行場の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、航空機騒音障害防止法第四条中「特定飛行場の設置者は」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二十九条第二項に規定する空港運営権者(以下「空港運営権者」という。)」は」と、「特定飛行場の設置者が」とあるのは「空港運営権者が」と、航空機騒音障害防止法第五条及び第六条中「補助する」とあるのは「助成する」とする。

第四章 雑則

(協議会)

第三十四条 会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 会社

二 指定会社

三 関係行政機関、関係地方公共団体、航空運送事業者(航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業を営業者をいう。)、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の会社が必要と認める者

3 空港法第十四条第三項から第七項までの規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十四条第一項」

と、「空港管理者」とあるのは「新関西国際空港株式会社」と、「前項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

4 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「指定会社及び空港運営権者」とする。

(協議)

第三十五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 基本方針を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三条第一項の設置管理基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

三 第十二条第一項の規定により告示する区域を定めようとするとき。

四 第十二条第一項第一号の規定による指定又は第十六条の規定による指定の取消しをしようとするとき。

五 第十三条第三項、第六項若しくは第七項(指定会社の定款の変更の決議に係るもの)については、指定会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限り、第二十二條、第二十三條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四條、第二十五條(会社の定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限り、又は第三十三條第四項の認可をしようとするとき。

六 第三十條第一項(同項第四号に係る部分に限る。)の承認をしようとするとき。

2 国土交通大臣は、第三十條第一項(第三号及び第五号に係る部分に限る。)の承認をしようとするときは、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

#### 第五章 罰則

第三十六條 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十七條 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十八條 第三十六條第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法明治四十年法律第四十五号(第二条の例に従う。

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第二項において準用する空港法第十六條第三項の規定による届出をしないで、又は届け出た旅客取扱施設利用料によら

ないで、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

二 第三十二條第二項において準用する空港法第十六條第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を收受したとき。

三 第三十二條第二項において準用する空港法第三十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十二條第二項において準用する空港法第三十二條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第四十條 第二十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十八條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第九條第二項後段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十二條の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

三 第二十三條第一項の規定に違反して、募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れたとき。

四 第二十四條の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

五 第二十六條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

六 第二十七條第二項又は第三十條第九項の規定による命令に違反したとき。

七 第三十條第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

八 第三十條第四項の規定による認可を受けな

いで、費用相当金額を徴収したとき。

九 第三十條第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第十三條第三項の規定に違反して、貸付料その他の貸付けの条件の認可を受けなかつたとき。

二 第十三條第六項の規定に違反して、財産を

事美に任る村和乃で事承る  
之に掛いるとこそ

により会社に承継させるよう定めなければならない。

一 関西空港会社を吸収分割会社(会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。)とし、会社を吸収分割承継会社(同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。)とする吸収分割によること。

二 前号の吸収分割がその効力を有する日を施行日とすること。

4 承継方針は、前項に規定するもののほか、機構の業務等のうち、大阪国際空港に係るもの(附則第六条第四項の規定により同項の政令で定める関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。)を会社に承継させるよう定めなければならない。

5 国土交通大臣は、承継方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四条 国土交通大臣は、承継方針を定めたときは、関西空港会社及び機構に対し、関西空港会社の事業等又は機構の業務等の承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

2 実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項(関西空港会社にあつては関西空港会社に係る事項に限り、機構にあつては機構に係る事項に限る。)について記載するものとする。

3 関西空港会社又は機構は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める

期間内に承継方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 関西空港会社又は機構は、実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5 国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(承継時の出資)

第五条 国土交通大臣は、機構に係る前条第三項の認可をしたときは、会社に対し、次条第一項及び第三項の規定による承継に際しての株式の発行に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

2 前項の計画には、次条第一項又は第三項の規定による承継に際して発行する株式の数その他の国土交通省令で定める事項について記載するものとする。

3 会社は、第一項の規定による指示があつたときは、国土交通大臣が定める期間内に同項の計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 国土交通大臣は、機構に係る前条第四項の認可(附則第三条第二項第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をしたときは又は国土交通省令で定める事由が生じたときは、会社に対し、第一項の計画を国土交通省令で定めるところにより変更すべきことを指示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

6 会社が第三項の認可を受けた計画(前項において準用する第三項の認可があつたときは、変更後のもの)において定めるところに従い発行する株式の総数は、政府及び機構が引き受けるものとし、会社は、これを当該計画において定めるところに従い政府及び機構に割り当てるものとする。

7 前項の株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項及び第九項の規定により政府及び機構が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)」とする。

8 政府は、第六項の規定による株式の引受けに際し、会社に対し、政府の保有する関西空港会社の株式及び社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に所属する国有財産のうち大阪国際空港に係るものを出資するものとする。

9 機構は、第六項の規定による株式の引受けに際し、会社に対し、機構が前条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があつたときは、変更後のもの。次条第三項において「機構承継計画」という。)において定めるところに従い、その財産のうち大阪国際空港に係るもの(次条第四項の規定により同項の政令で定める

関係地方公共団体に対して分配される財産を除く。)を出資するものとする。

10 前二項の規定により政府及び機構が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。

11 機構が第九項の規定による出資によつて取得する会社の株式は、この法律の施行の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

12 政府が第八項の規定による出資によつて取得する会社の株式及び前項の規定により政府に無償譲渡される会社の株式は、政令で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定又は社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

13 会社法第二百七条の規定は、会社が第六項の株式を発行する場合については、適用しない。(権利義務の承継等)

第六条 この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四条第百九号に掲げる事務(大阪国際空港に係るものに限る。)に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、会社が承継する。

2 会社は、この法律の施行の時に、関西空港会社が附則第四条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があつたときは、変更後のもの。以下「会社承継計画」という。)において定めるところに従い、会社承継計画において定められた関西空港会社の事業等を承継する。

|                                                                             |                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                          |                                                                                                                                                          |                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 会社は、この法律の施行の時ににおいて、機構承継計画において定めるところに従い、機構承継計画において定められた機構の業務等を承継する。</p> | <p>4 前項の規定による承継に際し、機構は、その業務（大阪国際空港に係るものに限る。）に係る資産から当該業務に係る負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額に相当する額の財産を、出資者である政令で定める関係地方公共団体に對し、その出資額の機構の資本金の額に對する割合に応じて分配するものとする。この場合において、当該関係地方公共団体に分配する財産の額は、その出資額を限度とする。</p> | <p>5 機構が前項の規定により財産の分配をしたときは、機構の資本金のうち当該分配をした財産の額については、機構に對する同項の政令で定める関係地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。</p> | <p>6 機構が前条第十一項の規定により会社の株式を政府に無償譲渡したときは、施行日の前日における機構に對する政府の出資金のうち大阪国際空港に係る業務に係る部分として国土交通大臣が定める金額については、機構に對する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。</p> | <p>7 第一項から第三項までの規定により会社が国、関西空港会社及び機構から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <p>8 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。</p> <p>9 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（連帶債務）</p> <p>第七條 この法律の施行の時までに関西空港会社が借り入れた借入金に係る債務及びこの法律の施行の時に對して発行されている関西空港会社の社債に係る債務については、会社及び関西空港会社が連帶して弁済の責めに任ずる。ただし、関西空港会社が国から借り入れた借入金に係る債務については、国が弁済の請求をする場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合には、その社債権者は、会社及び関西空港会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>（権利及び義務の承継に伴う経過措置）</p> <p>第八條 附則第六條第三項の規定により会社が承継する債務に係る空港周辺整備債券については、第十八條第一項の規定の適用については、これを会社の社債とみなす。</p> <p>2 附則第六條第二項の規定により会社が承継する関西空港会社の社債に係る債務について附則</p> | <p>第十九條の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（以下「旧関西空港会社法」という。）第九條の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該社債に係る債務について従前の条件により存続するものとする。</p> <p>3 附則第六條第三項の規定により会社が承継する機構の長期借入金又は空港周辺整備債券に係る債務について航空機騒音障害防止法第三十一條の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は空港周辺整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。</p> <p>（租税関係法令の適用に関する経過措置）</p> <p>第九條 附則第二條第九項の規定により会社が受ける設立の登記、附則第五條第八項又は第九項の規定により政府又は機構が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録及び附則第六條第二項の規定により会社が関西空港会社の権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記又は登録については、会社の成立後三年以内に登記又は登録を受けるものに限る、登録免許税を課さない。</p> <p>2 附則第五條第八項又は第九項の規定により政府又は機構が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。</p> <p>3 附則第六條第二項の規定により会社が関西空港会社の事業等を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。</p> | <p>（航空法の適用に関する経過措置）</p> <p>第十條 会社は、この法律の施行の時ににおいて、航空法に基づく関西国際空港の設置者の地位及び会社承継計画において定めるところに従い関西空港会社から承継した航空保安施設 同法第二條第五項に規定する航空保安施設をいう。次項において同じ。）の設置者の地位の関西空港会社からの承継について同法第五十五條第一項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>2 会社は、この法律の施行の時ににおいて、大阪国際空港及び附則第六條第一項の規定により国から承継した航空保安施設の設置について航空法第三十八條第一項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>3 会社は、施行日前においても、航空法第四十七條の二第一項の規定の例により、両空港に係る同項の空港保安管理規程を定め、国土交通大臣に届け出ることができる。</p> <p>4 前項の規定による届出は、施行日以後は、航空法第四十七條の二第一項の規定による届出とみなす。</p> <p>5 施行日前に会社が大阪国際空港に係る航空法第四十七條の二第一項の空港保安管理規程について第三項の規定による届出をしなかつた場合にあつては、施行日前に国土交通大臣が同法第五十五條の二第二項の規定により定めた大阪国際空港に係る同項の空港保安管理規程は、施行日以後は、同法第四十七條の二第一項の規定により会社が届け出た大阪国際空港に係る同項の空港保安管理規程とみなす。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>6 施行日前に航空法第五十五条の二第三項において準用する同法第四十九条第一項若しくは第三項又は第五十一条第二項の規定により国土交通大臣が大阪国際空港に關して行つた承認その他の行為は、この法律の施行の時に於いてこれらの規定により会社が行つた承認その他の行為とみなす。</p> <p>(空港法の適用に關する経過措置)</p> <p>第十一条 会社は、施行日前においても、空港法第十二条第一項の規定の例により、両空港に係る空港供用規程(同項の空港供用規程をいう。以下この条において同じ。)を定め、同法第十二条第二項の規定の例により、国土交通大臣の認可を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定による認可は、施行日以後は、空港法第十二条第二項の規定による認可とみなす。</p> <p>3 施行日前に会社が関西国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかった場合に於いては、施行日前に関西空港会社が空港法第十二条第二項の規定により認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同項の規定により会社が認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程とみなす。</p> <p>4 施行日前に会社が大阪国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかった場合に於いては、施行日前に国土交通大臣が空港法第十二条第一項の規定により定められた大阪国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同条第二項の規定により会社が認可を受けた大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。</p> | <p>以後は、同条第二項の規定により会社が認可を受けた大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。</p> <p>5 会社は、施行日前に、空港法第十三条第一項の規定の例により、両空港に係る同項に規定する着陸料等を定め、国土交通大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>6 前項の規定による届出は、施行日以後は、空港法第十三条第一項の規定による届出とみなす。</p> <p>(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の適用に關する経過措置)</p> <p>第十二条 この法律の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為附則第六条第三項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に關するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。</p> <p>(事業等又は業務等の承継に關する命令)</p> <p>第十三条 国土交通大臣は、附則第四条から第六条までの規定を施行するため必要があることを認めるときは、関西空港会社又は機構に対し、その必要の限度において命令をすることができ(罰則)</p> <p>第十四条 前条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした関西空港会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員若しくは監査役又は機構の役員は百万円以下の過料に処する。</p> <p>(設置管理基本計画に關する経過措置)</p> <p>第十五条 国土交通大臣は、この法律の施行前に於いて、第三条の規定の例により、同条第一項の設置管理基本計画を定めるものとする。</p> <p>(会社の事業範囲に關する経過措置)</p> <p>第十六条 この法律の施行の際に旧関西空港会社法第六条第三項の認可を受けて関西空港会社が営んでいる事業であつて、会社承継計画において会社に引き継ぐものとされたものについては、会社によりこの法律の施行の時に於いて第九条第二項後段の規定による届出がなされたものとみなす。</p> <p>(事業計画に關する経過措置)</p> <p>第十七条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、第二十二条中「毎事業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。</p> <p>(大阪国際空港における空港機能施設事業に關する経過措置)</p> <p>第十八条 大阪国際空港において空港機能施設事業(空港法第十五条第一項に規定する空港機能施設事業をいう。以下この条において同じ。)を行う者として同項の規定による指定を受けている者(以下この条において「大阪国際空港機能施設事業者」という。)が、施行日前に、施行日以後引き続き当該空港機能施設事業を行う旨を国土交通大臣に申し出た場合(施行日前において、当該申出を行つた大阪国際空港機能施設事業者が同法第二十一条第一項又は第二項の規定により同法第十五条第一項の規定による指定を受けられたものを除く。)には、施行日以後は、大阪国際空港を同項に規定する国管理空港と、当該申出を行つた大阪国際空港機能施設事業者をこの法律の施行の時に於いて同項の規定による指定を受けた者と、それぞれみなして、当分の間、同法の規定を適用する。この場合において、同法第二十二条第一項中「国土交通大臣又は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する指定空港機能施設事業者」とあるのは、「新関西国際空港株式会社」とする。</p> <p>2 会社は、施行日の前日までに、前項の規定による申出を行つた大阪国際空港機能施設事業者(施行日前に空港法第二十一条第一項又は第二項の規定により同法第十五条第一項の規定による指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定大阪国際空港機能施設事業者」という。)と次に掲げる事項を定めた協定を締結し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 当該空港機能施設事業に係る用地の貸付料その他の国土交通省令で定める貸付料の条件</p> <p>二 会社の事業と特定大阪国際空港機能施設事業者との事業との連携に關する事項</p> <p>三 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 会社は、前項の協定を変更しようとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 前二項の認可は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施に支障を及ぼさないとい認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

5 施行日前にされた大阪国際空港における空港機能施設事業に係る空港法第十五条第一項の規定による指定は、施行日の前日限り、その効力を失う。この場合において、特定大阪国際空港機能施設事業者以外の大阪国際空港機能施設事業者は、この法律の施行の時にあって、その空港機能施設事業の全部を会社に引き継がなければならない。

6 前項に規定するもののほか、同項に規定する場合における空港機能施設事業の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 特定大阪国際空港機能施設事業者についての第三十四条第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「指定会社及び附則第十八条第二項に規定する特定大阪国際空港機能施設事業者」とする。

8 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二項の規定に違反して、協定の認可を受けなかったとき。

二 第三項の規定による認可を受けないで、協定の内容を変更したとき。

(関西国際空港株式会社法の廃止)  
第十九条 関西国際空港株式会社法は、廃止す

る。

(関西空港会社に対する指定会社のみなし指定等)

第二十條 関西空港会社は、この法律の施行の時において第十二条第一項第一号の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、第十三条第一項の規定は適用せず、同条第二項中「特定空港用地保有管理事業の開始前」とあり、及び同条第三項中「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行の日以後遅滞なく」と、同条第五項中「前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後」とあるのは「この法律の施行の日の属する事業年度にあつては、同日以後」とする。

2 この法律の施行の際現に関西空港会社が保有している空港用地の区域は、この法律の施行の時において第十二条第一項の規定に基づき告示された区域とみなす。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第三十四条第二項の規定の適用については、同項第二号中「指定会社」とあるのは、「関西国際空港株式会社」とする。

(関西空港会社の最終事業年度)  
第二十一条 関西空港会社の施行日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

2 関西空港会社の施行日の前日を含む事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(航空法の一部改正)

第二十四條 航空法の一部を次のように改正する。

第五十六條の前の見出し中「第四号」を「第五号」に改め、同条第一項中「第四号」を「第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

(離島振興法及び沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十五條 次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

別表四

二 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)別表七の項

(空港法の一部改正)

第二十六條 空港法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 大阪国際空港

第四条第二項中「第四号」を「第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第三項中「は関西国際空港株式会社を」と及び大阪国際空港は新関西国際空港株式会社」に改める。

第六条の前の見出し、同条第一項及び第九条第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

第十一条中「関西国際空港株式会社」を「新関西国際空港株式会社」に改める。

第十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第二十五條、第二十七條及び第三十一条中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第二十七條 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表中関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された関西空港会社を被告とする抗告訴訟(附則第六条第二項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く。)の管轄については、なお従前の例による。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中「及び成田国際空港」を「並びに成田国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第十一条第一項、第十六条の前の見出し及び同条第一項中「成田国際空港」の下に「又は大阪国際空港」を加える。

第二十条中「周辺整備空港」の下に「(他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善

に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。)を加える。

第二十一条中「大阪府」を「福岡県」に改める。

第二十三条第二項中「四人以内」を「二人」に改める。

第二十八条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改める。

第三十三条中「及び第三号」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三十条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

別表第二 関西国際空港株式会社の項を次のように改める。

新関西国際空港株式会社

一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(以下この項において「設置管理法」という。)第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第二号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。)及び管理の事業に係る業務  
ロ 設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務  
ハ イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務  
二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの  
三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(次項において「旧独法等情報公開法」という。)の規定に基づき関西空港会社がした行為及び関西空港会社に対してなされた行為(附則第六条第二項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものを除く。)については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧独法等情報公開法の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第六条第三項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限り)は、前条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき会社がした行為及び会社に対してなされた行為とみなす。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十二条 特別会計に関する法律(平成十九年

法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百一条第四項第一号へ中「関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第七條の四第二項若しくは第十條」を削り、「又は成田国際空港株式会社法」を「成田国際空港株式会社法」に改め、「附則第十二條第二項」の下に「又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)第十四條」を加え、同号子中「又は関西国際空港株式会社法第十三條第一項」を削る。

附則第五十三條第三項中「関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第七條の四第二項若しくは第十條」を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十三條 旧関西空港会社法第七條の四第二項又は第十條の規定による政府の貸付金について

は、第十四条の規定による貸付金とみなして特別会計に関する法律第二百一条第四項の規定を適用する。

(空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「新空港法第四条、」を「空港法第四条、」に、「新空港法第四条第一項第五

号」を「同法第四条第一項第六号」に改める。  
附則第五条中「新空港法第四条第一項第五号」を「空港法第四条第一項第六号」に改める。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第三十五条 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中関西国際空港株式会社の項を削り、国立大学法人の項の次に次のように加える。

新関西国際空港株式会社

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第 号)

別表第二関西国際空港株式会社の項を次のように改める。

新関西国際空港株式会社

- 一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(以下この項において「設置管理法」という。)第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであって、次のいずれかに該当するもの
- イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第二号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。)及び管理の事業に係る業務
- ロ 設置管理法第九条第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務
- ハ イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務
- 二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの
- 三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西における航空輸送需要の拡大を図るため、関西国際空港及び大阪国際空港(以下「両空港」という。)の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西における航空輸送需要の拡大を図る、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とすること。

2 国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針を定めるものとし、当該基本方針を定めようとするときは、7の協議会の意見を聴くものとすること。

3 両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする新関西国際空港株式会社(以下「会社」という。)を設立し、政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有し

ていなければならないこと。

4 会社は、その目的を達成するため、次の事業等を営むこと。

(一) 両空港及び両空港航空保安施設の設置及び管理

(二) 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び両空港を利用する者の利便に資するために敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理

(三) 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

5 関西国際空港の空港用地の保有及び管理は、国土交通大臣が指定する株式会社(指定会社)が行い、指定会社は当該空港用地を会社に貸し付けること。また、その貸付料等について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと。

6 会社が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により、特定空港運営事業を選定する場合には、当該事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならないこと。

7 会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西における航空輸送需要の拡大を図るため、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十三年五月十三日

国土交通委員長 古賀 一成

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 一般の震災時において関西国際空港及び大阪国際空港が首都圏空港に代わる機能を発揮することができたことに鑑み、民間会社である新関西国際空港株式会社及び空港運営権者に對し、将来の災害時においても両空港が十分な危機対処機能を発揮できるよう必要な指導・支援を行うこと。

二 関西国際空港については、四千メートル級の

複數滑走路を有し、完全二十四時間の運用が可能であるという優位性を十分に活かし、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化するよう努めること。アクセス機能の改善・強化、利便性の高いダイヤ設定など利用者の利便の向上に努めること。

三 両空港における公共施設等運営権の設定を速やかに適切な条件で行うとともに、それまでの間においても政府補給金などの支援措置を講じることにより、関西国際空港の長期債務の早期の返済を図ること。

四 空港運営権者については、我が国の国益にも十分配慮しつつ、両空港を責任もって運営することにより関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化、関西における航空旅客需要の拡大を実現することのできる者を選定すること。

五 大阪国際空港については、従来の経緯を踏まえ、安全・環境対策が適正に実施されるよう万全を期すこと。また、その運用については、関西国際空港の国際拠点空港としての再生・強化、関西における航空旅客需要の拡大を図る観点から、適切かつ有効に活用が図られるよう努めること。

航空法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月二十日

参議院議長 西岡 武夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

航空法の一部を改正する法律

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「き損しては」を「毀損しては」に改める。

第二十四条中「家用操縦士」を「家用操縦士」に改める。

第二十五条第一項及び第二十八条第一項ただし書中「家用操縦士」の下に「准定期運送用操縦士」を加える。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

第三十三条第一項中「又は家用操縦士」を「家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十四条第一項中「定期運送用操縦士」の下に「若しくは准定期運送用操縦士」を加え、「第三十五条の二第一項において同じ」を削り、同条第二項中「その」を「機長としてその」に改め、同項第一号中「又は家用操縦士」を「家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十五条第一項中「左に」を「次に」に、「ために行なう」を「ために行う」に改め、同項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に、「当該航空機」を「機長と

して当該航空機」に改める。

第三十五条の二第二項中「定期運送用操縦士の資格についての技能証明」を「定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(当該技能証明について限定をされた航空機の種類が同項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)」に改め、同項第一号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に、「又は」を「当該技能証明について限定をされた航空機の種類が第三十四条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。)」に改め、同項第二号及び第三号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第七十一条の二の次に次の見出し及び二条を加える。

(特定操縦技能の審査等)

第七十一条の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの(以下この条において「特定操縦技能」という。)を有するかどうかについて、操縦技能審査員(特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第三百三十四条において同じ。)の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならぬ。

一 航空機に乗り組んで行うその操縦  
二 第三十五条第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督  
三 第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督  
2 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。  
3 第一項の認定の基準、同項の審査の方法その他同項の認定及び同項の審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。  
4 国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。  
第七十一条の四 前条第一項の規定は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で同項の期間内に同項の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができない技能証明を有する者の監督を受けることが困

難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しない。  
2 第三十五条第二項の規定は、前項の操縦の練習の監督を行う者について準用する。  
3 第一項の指定の手続その他同項の指定に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。  
第百三十四条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。  
六 操縦技能審査員  
第百四十五条の三第二号中「又は第七十八条第四項」を「及び第七十八条第四項」に改め、「含む。」の下に、「第七十一条の三第四項」を加える。  
第百四十八条第一号中「又は第四十四条第五項」を「及び第四十四条第五項」に改める。  
第百五十条第一号の二中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第一号の五中「第三十五条の二第二項」の下に「及び第七十一条の四第二項」を加え、同条中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。  
五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行つた者  
第百六十二条中「又は第三十六条」を「第三十六条又は第七十一条の四第三項」に改める。  
別表自家用操縦士の項の次に次のように加える。

准定期運送用操縦士

航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。  
一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。  
二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するものの操縦を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十一条の二の次に見出し及び二条を加える改正規定、第百三十四条第一項及び第百四十五条の三第二号の改正規定、第百五十条の改正規定（同条第一号の二の改正規定を除く。）並びに第百六十二条の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 国土交通大臣は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条及び附則第六条において「一部施行日」という。）前においても、この法律による改正後の航空法（以下「新法」という。）第七十一条の三第一項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）を行うことができる。

2 相当認定を受けた者は、一部施行日前において、新法第七十一条の三第一項の審査に相当する審査（以下この条において「相当審査」という。）を行うことができる。

3 相当認定の基準、相当審査の方法その他相当認定及び相当審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、相当認定を受けた者が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該相当認定を受けた者に対し、相当審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該相当審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその相当認定を取り消すことができる。

5 国土交通大臣は、相当審査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、相当認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、相当認定を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

9 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、百万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

11 一部施行日において現に相当認定を受けている者は、新法第七十一条の三第一項の認定を受けた者とみなす。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「前項又は航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号(附則第二条第三項)とする。

12 相当審査に合格した者に対する新法第七十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「審査を受け」とあるのは「審査又は航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号(附則第二条第二項)に規定する相当審査を受け」と、「当該審査」とあるのは「これらの審査」とする。

13 一部施行日前に第四項の規定によりされた命令は、一部施行日以後は、新法第七十一条の三第四項の規定によりされた命令とみなす。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の航空法(次条において「旧法」という。)第三十一条第一項の航空身体検査証明を受けている者の当該航空身体検査証明の有効期間については、新法第三十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(中)「又は同法」を、「同法」に改め、「の耐空検査員の認定」の下に「又は同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定を加え、同号(中)中ヲをワとし、ニからルまでをホからヲまでとし、ハの次に次のように加える。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号(中)に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号(中)「同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定」とあるのは「航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号(附則第二条第一項(操縦技能審査員の認定に相当する認定)に規定する相当認定(以下単に「相当認定」という。))と、同号(中)力中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」とする。

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 航空従事者技能証明の資格として、新たに准定期運送用操縦士の資格を設け、その業務範囲を、航空機に乗り組んで、機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと等とする。

2 操縦技能証明を有する者は、飛行前の一定期間内に、特定操縦技能(航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの)を有するかどうかについて、国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員の審査を受け、これに合格していなければ、航空機の操縦等を行つてはならないこと。

3 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する航空従事者技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とすること。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十三年五月十三日

国土交通委員長 古賀 一成  
衆議院議長 横路 孝弘殿

二 准定期運送用操縦士の技能証明  
別表第一第三十二号(中)に次のように加える。

技能証明の件数 一件につき六千円  
認定件数 一件につき三千円

力 操縦技能審査員の認定

〔別紙〕

航空法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 航空輸送において安全の確保が最も重要であることから、今後とも国際民間航空条約附属書の改正等に適確に対応するとともに、国際情勢や経済状況等も踏まえ、安全対策を推進し、更なる航空の安全性の向上に努めること。

二 航空機の操縦士が航空輸送の安全を最終的に確保する上で重要な役割を有していることを踏まえ、航空運送事業者が引き続き安全の確保に努めるとともに、准定期運送用操縦士の能力について現行操縦士資格と同等以上の水準を確保するよう、航空運送事業者に対し指導及び監督を行うこと。

三 准定期運送用操縦士の訓練及び准定期運送用操縦士による運航を開始しようとする航空運送事業者に対して、訓練計画の作成と訓練の実施に当たり、国際民間航空条約附属書に基づく航空の安全性を満たす適切な技能レベルが確立できるとするよう指導及び監督を行うこと。

また、安全性向上に資するため、訓練計画については、不断に検証・評価を行い、必要に応じて見直しを行うよう指導すること。

四 准定期運送用操縦士の制度が二千六年に国際民間航空条約附属書の改正により国際的に導入された新しい制度であることに鑑み、技能水準

の達成状況や訓練の実効性を確認するため、同制度の運用状況を適切に監視する仕組みについて検討すること。

総合特別区域法案

右

国会に提出する。

平成二十三年二月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

総合特別区域法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 総合特別区域基本方針(第七条)

第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置

第一節 国際戦略総合特別区域の指定等(第八条—第十一条)

第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定等(第十二条—第十八条)

第三節 国際戦略総合特別区域協議会(第十九条)

第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置(第二十条—第二十五条)

第二款 課税の特例(第二十六条—第二十七条)

第三款 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給(第二十八条)

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第二十九条)

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務(第三十条)

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定等(第三十一条—第三十四条)

第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等(第三十五条—第四十一条)

第三節 地域活性化総合特別区域協議会(第四十二条)

第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置(第四十三条—第四十五条)

第二款 課税の特例(第五十五条)

第三款 地域活性化総合特区支援利子補給金の支給(第五十六条)

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例(第五十七条)

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務(第五十八条)

第五章 総合特別区域推進本部(第五十九条—第六十八条)

第六章 雑則(第六十九条—第七十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争

条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域(第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七号第二項第三号において同じ。)及び地域活性化総合特別区域(第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七号第二項第三号において同じ。)をいう。

2 この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表第一に掲げる事業で、第三章第四節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 次に掲げる事業であつて法人により行われるもの

イ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の

国際競争力の強化に特に資するものとして政令で定める事業(ロに掲げるものを除く。)

ロ イの政令で定める事業であつて地方公共団体が当該事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの(前号に掲げる事業に係る規制の特例措置で内閣府令で定めるものの適用を受けて行われるもの又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。)

三 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資するものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業(第二十八条第一項において「国際戦略総合特区支援貸付事業」という。)であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関(同項において単に「金融機関」という。)により行われるもの

四 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資する事業(第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。)の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。次項第四号において同じ。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次項第四号にお

いて同じ。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 次に掲げる事業であつて市町村(特別区を含む。以下同じ。)により行われるもの

イ 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この号及び次項第五号において同じ。)が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業(国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ。)の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

3 この法律において「特定地域活性化事業」とは、次に掲げる事業をいう。  
一 別表第二に掲げる事業で、第四章第四節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの  
二 農業、社会福祉、観光、地球環境の保全そ

他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

三 地域活性化総合特別区域における農業、観光業その他の産業の振興、生活環境の整備、社会福祉の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業(第五十六条第一項において「地域活性化総合特区支援貸付事業」という。)であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関(同項において単に「金融機関」という。)により行われるもの

四 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業(第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。)の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 次に掲げる事業であつて市町村により行われるもの

イ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業(地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ。)の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中

小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

4 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第二十条から第二十三条まで及び第四十三条から第五十二条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第二十四条及び第五十三条の規定による政令若しくは内閣府令(告示を含む。・主務省令(第六十九条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。))又は第二十五条及び第五十四条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

官 報 (号 外)

(基本理念)

第三条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方公共団体が、これらの実現のために必要な政策課題の解決を図るため、当該地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ主体的に行う取組により、地域経済に活力をもたらすとともに、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、国が、これらの取組に対して、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民その他の関係者による政策課題の解決のための取組が円滑に行われるよう、規制の特例措置の整備、関連する諸制度の改革の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(指定地方公共団体の責務)

第五条 指定地方公共団体(第八条第九項に規定する指定地方公共団体及び第三十一条第九項に

規定する指定地方公共団体をいう。次条において同じ。)は、第三条に定める基本理念にのっとり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(関連する施策との連携)

第六条 国及び指定地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、都市の国際競争力の強化に関する施策、経済社会の構造改革の推進に関する施策、地域の活力の再生に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第二章 総合特別区域基本方針

第七条 政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「総合特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。

2 総合特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項

二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 次条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定及び第三十一条第一項の規定によ

る地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項

四 第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の同条第十項の認定及び第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

六 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、総合特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総合特別区域基本方針の変更について準用する。

第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置

第一節 国際戦略総合特別区域の指定等

第八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して

行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請(以下この節において「指定申請」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において特定国際戦略事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしない

|                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                           |                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| <p>こととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</p>                                                                                                            | <p>5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。</p> | <p>6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                              | <p>7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。</p>                         | <p>8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                   | <p>9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。</p> | <p>10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、</p> |
| <p>国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。</p> | <p>（国際競争力強化方針）<br/>第九條 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めるものとする。</p>                              | <p>2 国際競争力強化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。<br/>一 国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題<br/>二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項<br/>三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に關し必要な事項</p>                                                                                                     | <p>3 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。</p>                                                      | <p>4 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない</p>                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                           |                                |
| <p>い。<br/>5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、国際競争力強化方針の変更についての申出をすることができ</p>                                                                  | <p>6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え国際競争力強化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、国際競争力強化方針を変更しなければならない。</p>                                                                         | <p>7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国際競争力強化方針の変更について準用する。<br/>（新たな規制の特例措置等に関する提案）<br/>第十條 指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化の推進に關し政府が講ずべき新たな措置に関する提案（以下この条において単に「提案」という。）をすることができ</p> | <p>2 国際戦略総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をすることができ</p>                  | <p>3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共</p>                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                           |                                |
| <p>団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</p>                                       | <p>4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。</p>                                       | <p>5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                               | <p>6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。</p> | <p>7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該協議会における協議をしなければならない。<br/>（国と地方の協議会）<br/>第十一條 内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長（以下この条において「内閣総理大臣等」という。）は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団</p> |                                                                                                                                                                           |                                |

- 体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する施策の推進に關し必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。
- 3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。
- 4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 地方公共団体の長その他の執行機関(指定地方公共団体の長を除く。)
- 二 地域協議会を代表する者
- 三 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 四 その他特定国際戦略事業の実施に關し密接な關係を有する者
- 5 第一項の協議を行うための会議(以下この条において単に「会議」という。)は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。
- 6 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 7 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 8 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 協議会の庶務は、内閣府において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。
- 第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定
- 第十二条 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画(以下「国際戦略総合特別区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 2 国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 第九条第二項第一号の目標を達成するため、に国際戦略総合特別区域において、実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項
- 二 前号に規定する特定国際戦略事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定国際戦略事業に関する事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 国際戦略総合特別区域の名称
- 二 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な事項
- 4 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体以下この章において単に「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 特定国際戦略事業を実施しようとする者は、当該特定国際戦略事業を実施しようとする国際戦略総合特別区域に係る指定地方公共団体に対して、当該特定国際戦略事業をその内容に含む国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。
- 6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画を作成する必要があると認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。
- 7 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会が組織されているときは、当該国際戦略総合特別区域計画に定める事項について当該国際戦略総合特別区域協議会における協議をしなければならない。
- 8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。
- 一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要
- 二 第五項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
- 三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要
- 9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに關連する事業に關する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、国際戦略総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 総合特別区域基本方針及び当該国際戦略総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>合特別区域に係る国際競争力強化方針に適合するものであること。</p> <p>二 当該国際戦略総合特別区域計画の実施が当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>定を受けた国際戦略総合特別区域計画（以下「認定国際戦略総合特別区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 第十二条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定国際戦略総合特別区域計画の変更について準用する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業の実施に必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第十七条 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画が第十二条第十項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。</p>                                                                                              | <p>方公共団体及び実施主体は、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>第三節 国際戦略総合特別区域協議会</p> <p>第十九条 地方公共団体は、第八条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の申請、第十二条第一項の規定により作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域協議会（以下この条及び第二十八条第一項において「地域協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 前項の地方公共団体</p> <p>二 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者</p> <p>3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一 当該地方公共団体作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者</p> <p>二 その他当該地方公共団体が必要と認める者</p> <p>4 地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成し</p> |
| <p>11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第十四条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。</p> <p>12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業に関する事項について、当該特定国際戦略事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（認定に関する処理期間）</p> <p>第十三条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。</p> <p>2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。</p> <p>（認定国際戦略総合特別区域計画の変更）</p> <p>第十四条 認定を受けた指定地方公共団体は、認</p> | <p>第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた指定地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）に対し、認定国際戦略総合特別区域計画（認定国際戦略総合特別区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>（措置の要求）</p> <p>第十六条 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定国際戦略総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p>2 関係行政機関の長は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定</p> | <p>第十八条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p> <p>2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定国際戦略総合特別区域計画に係る特定国際戦略事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定国際戦略事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地</p> | <p>域協議会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

ようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

一 特定国際戦略事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員

は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

置 第一款 規制の特例措置 (通訳案内士法の特例)

第二十条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業(通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るため、国際戦略総合特別区域通訳案内士(次項に規定する国際戦略総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第一の一の項において同じ。)を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る国際戦略総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。)を行うことを業とする。

る。

3 国際戦略総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該国際戦略総合特別区域の区域において、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資

格を得た国際戦略総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して国際戦略総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該国際戦略総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。

この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体(総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体(同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。)をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第二十条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二條(見出しを含

る。

む。中「通訳案内士登録証」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第二十条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定められた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定められた一の指定地方公共団体をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者  
二 偽りその他不正の手段により国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者  
二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処す

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

適合すると認めて許可した場合その他」とする。

（建築基準法の特例）  
第二十一条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略建築物整備事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域内の建築物に対する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第一項から第十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十一条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画に定められた同条第二項に規定する基本方針（以下この条において「認定計画基本方針」という。）に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に

2 前項の国際戦略総合特別区域計画には、第十二条第二項第三号に掲げる事項として、当該国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該国際戦略総合特別区域内の用途地域（建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。第四十四条第二項において同じ。）の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第二十二條 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、特別用途地区国際戦略建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、国際戦略総合特別区域内の特別用途地区（都市計画法昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。以下同じ。）内において、産業の国際競争力の強化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第一の三の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の国際戦略総合特別区域計画には、第十二条第二項第三号に掲げる事項として、当該特

別用途地区国際戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

(工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例)

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業(国際戦略総合特別区域において製造業等(工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。)を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場(以下この項において「工場等」という。)の新增設を行うことを促進する事業をいう。第五項第二号及び別表第一の四の項において同じ。)を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体(市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。)は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地(同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。)及び環境施設(同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則(第十一項において「工場立地法準

則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。)第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例(以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。)を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定市町村の長が行うものとする。

3 前項の規定により認定市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該国際戦略総合特別区域については、市町村の長に関する規定として当該認定市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十三条

第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないうこととなつた特定工場(工場立地法第六条第一項に規定する特定工場をいう。以下この条において同じ。)については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

5 国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けないうこととなつた区域において当該事由の発生前に当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けた特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

一 第八条第九項又は第十項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の解除又はその区域の変更

二 第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更(第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めないうこととするものに限る。)の認定

三 第十七条第一項の規定による第一項の認定の取消し

6 前項の規定により経過措置を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積

率等経過措置条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例を定めた市町村の長が行うものとする。

7 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十三条第五項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替へるものとする。

8 国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないうこととなつた特定工場については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

9 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされてないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

10 前項の規定によりなお従前の例によることと

される場合における国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなった特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなったものに限る。）について、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）にされた工場立地法第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたも

のとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていらないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

12 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなった特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなったものに限る。）について準用する。この場合において、第十一項中「市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）とあるのは「市町村の長」と、当該市町村の存する都道府県の知事とあるのは「地域産業集積形成法第十條第三項又は第十一條第二項の規定によりこれらの規定

に規定する事務を行うもの」とされた当該市町村の長」と読み替えるものとする。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第二十四條 指定地方公共団体が、第十二條第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の五の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第二十五條 指定地方公共団体が、第十二條第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の六の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより

条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第二款 課税の特例

第二十六條 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二條第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。）であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定法人の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十七條 専ら国際戦略総合特別区域内におい

て認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号に掲げる事業を実施する法人であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(当該国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定特定事業法人」という。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 第八条第一項の規定による当該国際戦略総合特別区域の指定の日以後に設立された法人  
二 前号に掲げるもののほか、当該認定国際戦略総合特別区域計画の認定の日以後に、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した法人

2 指定特定事業法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。  
3 認定地方公共団体は、指定特定事業法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定特定事業法人の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給

第二十八条 政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この条において「指定金融機関」という。)が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金(以下この条において「国際戦略総合特区支援利子補給金」という。)を支給する旨の契約(以下この条において「利子補給契約」という。)を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。  
3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償

還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国際戦略総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国際戦略総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国際戦略総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高(当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高)に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が国際戦略総合特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第二十九条 認定地方公共団体が認定国際戦略総合特別区域計画に基づき第二条第二項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体(市町村に限る。)に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定

(地域活性化総合特別区域の指定)

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。  
二 当該区域において地域の活性化に資する事

業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 指定申請に係る区域の範囲
- 二 前号の区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
- 三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

- 一 当該提案に係る区域において特定地域活性化事業を実施しようとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要を添付しなければならない。）

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第

八項の規定を準用する。

（地域活性化方針）

第三十二条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めるものとする。

2 地域活性化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
- 二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体を実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない。

5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、地域活性化方針の変更についての申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え地域活性化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、地域活性化方針を変更しなければならない。

ときは、地域活性化方針を変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による地域活性化方針の変更について準用する。

（新たな規制の特例措置等に関する提案）

第三十三条 指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の地域活性化総合特別区域における地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する提案（以下この条において単に「提案」という。）をすることができる。

2 地域活性化総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。</p> <p>7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該協議会における協議をしなければならない。</p> <p>(国と地方の協議会)</p> <p>第三十四条 内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長(以下この条において「内閣総理大臣等」という。)は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。</p> <p>2 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議</p> | <p>会を組織するよう要請することができる。</p> <p>3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一 地方公共団体の長その他の執行機関(指定地方公共団体の長を除く。)</p> <p>二 地域協議会を代表する者</p> <p>三 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者</p> <p>四 その他特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者</p> <p>5 第一項の協議を行うための会議(以下この条において単に「会議」という。)は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わつた者又はこれらの指名する者をもつて構成する。</p> <p>6 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>7 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p> <p>8 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>9 協議会の庶務は、内閣府において処理する。</p> | <p>10 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等</p> <p>(地域活性化総合特別区域計画の認定)</p> <p>第三十五条 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画(以下「地域活性化総合特別区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。</p> <p>2 地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 第三十二条第二項第一号の目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項</p> <p>二 前号に規定する特定地域活性化事業ことの第四節の規定による特別の措置の内容</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定地域活性化事業に関する事項</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 地域活性化総合特別区域の名称</p> <p>二 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総</p> | <p>合特別区域における地域の活性化のために必要な事項</p> <p>4 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体(以下この章において単に「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、当該特定地域活性化事業を実施しようとする地域活性化総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業をその内容に含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。</p> <p>6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画を作成する必要があると認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。</p> <p>7 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会が組織されているときは、当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければならない。</p> <p>8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要</p> <p>二 第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要</p> <p>三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要</p> | <p>9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。</p>                                               | <p>10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、地域活性化総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 総合特別区域基本方針及び当該地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に適合するものであること。</p> <p>二 当該地域活性化総合特別区域計画の実施が当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p>                         | <p>11 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条か</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>ら第三十七条までにおいて単に「認定」という。)を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。</p>      | <p>12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業に関する事項について、当該特定地域活性化事業に係る関係行政機関の長(以下この節において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(認定に関する処理期間)</p> <p>第三十六条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。</p> | <p>2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。</p> <p>(認定地域活性化総合特別区域計画の変更)</p> <p>第三十七条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた地域活性化総合特別区域計画(以下「認定地域活性化総合特別区域計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 第三十五条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定地域活性化総合特別区域</p> | <p>計画の変更について準用する。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第三十八条 内閣総理大臣は、第三十五条第十項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。)を受けた指定地方公共団体(以下この節において「認定地方公共団体」という。)に対し、認定地域活性化総合特別区域計画(認定地域活性化総合特別区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(措置の要求)</p> <p>第三十九条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定地域活性化総合特別区域計画の実施に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p>2 関係行政機関の長は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定地域活性化事業の実施に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第四十条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画が第三十五条第十項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに關し必要と認める意見を申し出ることができる。</p> <p>3 第三十五条第十三項の規定は、第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の認定の取消しについて準用する。</p> <p>(認定地方公共団体への援助等)</p> <p>第四十一条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p> <p>2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定地域活性化総合特別区域計画に係る特定地域活性化事業の実施に關し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定地域活性化事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第三節 地域活性化総合特別区域協議会</p> <p>第四十二条 地方公共団体は、第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定の申請、第三十五条第一項の規定により作成しようとする地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。</p> <p>2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 前項の地方公共団体</p> <p>二 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者</p> <p>3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一 当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者</p> <p>二 その他当該地方公共団体が必要と認める者の地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。</p> | <p>5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。</p> <p>一 特定地域活性化事業を実施し、又は実施しようとする者</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者</p> <p>6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。</p> <p>7 地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。</p> <p>8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。</p> <p>9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。</p> <p>10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。</p> | <p>第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一款 規制の特例措置</p> <p>(通訳案内士法の特例)</p> <p>第四十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業(通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、地域活性化総合特別区域通訳案内士(次項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第二の一の項において同じ。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る地域活性化総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。</p> <p>2 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。</p> <p>3 地域活性化総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。</p> <p>4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域活性化総合特別区域の区域において、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。</p> | <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの</p> <p>二 第九項及び第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>6 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。</p> <p>7 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して地域活性化総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域を明示してするもの</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

のとし、当該地域活性化総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条見出しを含む。)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体(総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体(同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。)をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定められた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)」と、同法第二十條第一項及び第二十二條中「第十八條」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項において準用する第十八條」と、同法第二十條第一項、第二十一條、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條から第二十七條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二條(見出しを含む。)中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五條第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第五項各号」と、同法第二十六條中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項において準用する第二十一条第一項」

と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体(総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体(同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。))をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定められた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体(総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体(同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。))をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化

総合特別区域計画において定められた一の指定地方公共団体をいう。第三項において同じ。の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他の不正の手段により地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七項の規定に違反した者
- 二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(建築基準法の特例)  
第四十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第

二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化建築物整備事業(地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第二の二の項において同じ。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十二項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が、総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第四十四条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の地域活性化総合特別区域計画には、第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該地域活性

化総合特別区域内の用途地域の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第四十五条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特別用途地区地域活性化建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、地域活性化総合特別区域内の特別用途地区内において、地域の活性化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第二の三の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体については、当該認定を同法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の地域活性化総合特別区域計画には、第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該特別用途地区地域活性化建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

(酒税法の特例)

第四十六条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定農業者特定酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する

農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この条において「特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この条及び別表第二の四の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（当該特定農業者特定酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条及び次条において同じ。）を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める

物品を原料として発酵させたもので、こさな いものに限る。）同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあっては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十六条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあっては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十六条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の地域活性化総合特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

4 税務署長は、次に掲げる場合には、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の

変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合

二 第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として特定農業者特定酒類製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合

三 第四十条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合

四 第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合

五 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合

5 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第四十七条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特産酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いて次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この条及び別表第二の五の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申

請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造しようとする者(当該特産酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。)が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同条第四号中「第七条第二項」とあるのは「総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第七条第二項」とする。

一 酒税法第十三条第十三号(二を除く。)に規定する果実酒(当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実(当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。))以外の果実を原料としたものを除く。同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール(酒類(他の製造場において製造されたものに限る。))及び農産物(当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。))又はこれらと

他の物品(酒類及び農産物を除く。)を原料としたものに限る。)) 同号に規定するリキュールの製造免許

2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第四十七条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第四十七条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

3 税務署長は、次に掲げる場合には、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。))がされた場合

二 第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(第三十五条第

二項第一号に規定する特定地域活性化事業として特産酒類製造事業を定めないこととするものに限る。))の認定があつた場合

三 第四十条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合

四 第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合

4 酒税法第七条第三項第三号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。))の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

(老人福祉法の特例)

第四十八条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、民間事業者特別養護老人ホーム設置事業(地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))の入所定員の総数が、老人福祉法第二十條の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この項において同じ。))のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域であつて、当該区域に

おける地域の活性化を図るため特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められるものにおいて、選定事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。))である法人が特別養護老人ホームを設置する事業をいう。別表第二の六の項において同じ。))を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該地域活性化総合特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において単に「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。))の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 老人福祉法第十七条第一項の基準に適合すること。

二 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。

官 報 (号 外)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>三 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」とする。</p>                                                                                                                                                             | <p>を記載した書面を添付するものであること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>四 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                             | <p>イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画(国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。次号並びに次条第一項及び第三項において「特定水利使用計画」という。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>五 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容(国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>六 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>第四十九条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による許可(以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用(流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水のみを利用する水力発電事業(以下「特定水力発電事業」という。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。</p> | <p>二 指定地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、地域協議会(当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者(河川法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条及び第五十一条において同じ。))の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長をいう。次条第三項及び第五十二条において同じ。)を構成員とするものに限る。次条第二項及び第三項において同じ。)を組織し、当該地域協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。</p> |
| <p>3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                  | <p>第四十九条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による許可(以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用(流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水のみを利用する水力発電事業(以下「特定水力発電事業」という。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。</p> | <p>第五十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用(前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たつて、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                      | <p>第四十九条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による許可(以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用(流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水のみを利用する水力発電事業(以下「特定水力発電事業」という。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。</p> | <p>第五十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用(前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「総合特別区域法平成二十三年法律第 号」第四十八条第一項の認可の」と、同項及び同法附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「第二十条の九第一項の規定により当該都道府</p> | <p>第四十九条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による許可(以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。)を受けた水利使用(流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水のみを利用する水力発電事業(以下「特定水力発電事業」という。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。</p> | <p>第五十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用(前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |

のに限る。以下この条から第五十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川（河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次条において同じ。）の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつたときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であつて当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに對しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意

を得ることを要しない。

5 準用河川（河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

第五十一条 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつたときは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第百三条第一項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。

第五十二条 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六条に規定する通常要すべき標準的な期間（以下この条において「標準処理期間」という。）を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第五十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表第二の八の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るもの

にあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第五十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表第二の九の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

## 第二款 課税の特例

第五十五条 認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第二号に掲げる事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合に、当該個人に対する所得税の課税について

は、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

## 第三款 地域活性化総合特区支援利子補給金の支給

第五十六条 政府は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている地域活性化総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域活性化総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域活性化総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給

契約」という。)を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、地域活性化総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により地域活性化総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた地域活性化総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の

貸付残高(当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高)に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が地域活性化総合特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第五十七条 認定地方公共団体が認定地域活性化総合特別区域計画に基づき第二条第三項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合

特区施設整備促進業務

第五十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体(市町村に限る。)に対し、

当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第五章 総合特別区域推進本部(設置)

第五十九条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第六十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合特別区域基本方針の案の作成に関すること。

二 第八条第七項(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)、第九条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第十二条第十一項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条第七項(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)、第三十二条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)(又は第三十五条第十一項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。))の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。

三 認定国際戦略総合特別区域計画及び認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施のための施策の総合調整及び支援措置の推進に關すること。

四 前二号に掲げるもののほか、総合特別区域

基本方針に基づく施策の実施の推進に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に關する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。

(組織)

第六十一条 本部は、総合特別区域推進本部長、総合特別区域推進副本部長及び総合特別区域推進本部員をもって組織する。

(総合特別区域推進本部長)

第六十二条 本部の長は、総合特別区域推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を總括し、所部の職員を指揮監督する。

(総合特別区域推進副本部長)

第六十三条 本部に、総合特別区域推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び総合特別区域担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に關する施策の総合的かつ集中的な推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。)をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(総合特別区域推進本部員)

第六十四条 本部に、総合特別区域推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第六十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第六十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第六十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 雑則

(主務省令)

第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

(命令への委任)

第七十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第七十一条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域に関するものについては、これらの区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の二号を加える。

四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十條第九項において準用する第三十三條第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三條第九項において準用する第三十三條第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

から二年を経過しないもの

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第十九号の次の一号を加える。

十九の二 次のイ又はロに掲げる施設

イ 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二条第二項第五号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村（特別区を含む。）ロにおいて同じ。）から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

ロ 総合特別区域法第二条第三項第五号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

で政令で定めるもの

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十二号から第十四号」を「第十二号から第十五号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

七の二 市町村長  
総合特別区域法(平成二十三年法律第  
号)による同法第二十条第八  
項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法(昭和二十四  
法律第二百十号)第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法  
第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であ  
つて総務省令で定めるもの

別表第三の二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二 都道  
府県知事  
総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項におい  
て準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届  
出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する  
事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の項の次に次のように加える。

六の二 市町村長  
総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項におい  
て準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届  
出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する  
事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号中「昭和二十四年法律第  
二百十号」を削り、同号の次に次の一号を加え  
る。

による国際観光の振興に関する法律の一部を次  
のように改正する。  
第十三条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同  
条に次の二号を加える。

二十六の二 総合特別区域法による同法第二

十条第八項及び第四十三条第八項において  
準用する通訳案内士法第十八条の登録、同

法第二十三条第一項の届出、同法第二十四  
条の再交付又は同法第二十五条第二項の届  
出に関する事務であつて総務省令で定める  
もの

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進によ  
る国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第八条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進

案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、  
当該処分の日から二年を経過しないもの  
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部  
改正)  
第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法  
(平成十四年法律第四百七号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、  
第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下  
げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 総合特別区域法(平成二十三年法律  
第 号)第三十条及び第五十八条の規  
定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十三号  
及び第十四号を」第十五条第一項第十四号及び  
第十五号に、「同条第一項第十五号を」同条第  
一項第十六号に改める。

第十八条第一項第一号中「及び第十二号」を  
「から第十三号まで」に、「同項第十五号を」同  
項第十六号に改め、同項第二号中「同項第十五  
号を」同項第十六号に改め、同項第三号中「第  
十五条第一項第十五号を」第十五条第一項第十  
六号に改め、同項第四号中「第十五条第一項第  
十三号を」第十五条第一項第十四号に、「同項  
第十五号を」同項第十六号に改め、同項第五  
号中「第十五条第一項第十四号を」第十五条第  
一項第十五号に、「同項第十五号を」同項第十  
六号に改める。

第二十二條第一項中「第十四号」を「第十五号」  
に改める。  
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項  
中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第

二十二条第一項の項中「第十四号」を「第十五号」  
に改める。

(内閣府設置法の一部改正)  
第十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九  
号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の五の次に次の一号を加  
える。

三の六 総合特別区域法(平成二十三年法律  
第 号)第八条第一項に規定する国際

戦略総合特別区域の指定に関すること、同  
法第十二条第一項に規定する国際戦略総合  
特別区域計画の認定に関すること、同法第  
二十八条第一項に規定する指定金融機関の  
指定及び同項に規定する国際戦略総合特区  
支援利子補給金の支給に関すること、同法  
第三十一条第一項に規定する地域活性化総  
合特別区域の指定に関すること、同法第三  
十五条第一項に規定する地域活性化総合特  
別区域計画の認定に関すること、同法第五  
十六条第一項に規定する指定金融機関の指  
定及び同項に規定する地域活性化総合特区  
支援利子補給金の支給に関すること並びに  
総合特別区域(同法第二条第一項に規定す  
る総合特別区域をいう。)における産業の国  
際競争力の強化及び地域の活性化に関する  
関係行政機関の事務の調整に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)  
第十一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第  
百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「及び地域限定通訳  
案内士」を、「地域限定通訳案内士、国際戦略総  
合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別  
区域通訳案内士」に改める。

第四号第二十二号の二中「及び地域限定通訳  
案内士」を、「地域限定通訳案内士、国際戦略総  
合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別  
区域通訳案内士」に改める。

第四号第二十二号の二中「及び地域限定通訳  
案内士」を、「地域限定通訳案内士、国際戦略総  
合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別  
区域通訳案内士」に改める。

別表第二(第二条第二項関係)

| 項 | 事                                              | 業 | 関係条項  |
|---|------------------------------------------------|---|-------|
| 一 | 国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業                           |   | 第二十條  |
| 二 | 国際戦略建築物整備事業                                    |   | 第二十一條 |
| 三 | 特別用途地区国際戦略建築物整備事業                              |   | 第二十二條 |
| 四 | 工場等新增設促進事業                                     |   | 第二十三條 |
| 五 | 政令等規制事業で第二十四條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの         |   | 第二十四條 |
| 六 | 地方公共団体事務政令等規制事業で第二十五條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの |   | 第二十五條 |

別表第二(第二条第三項関係)

| 項 | 事                                              | 業 | 関係条項           |
|---|------------------------------------------------|---|----------------|
| 一 | 地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業                          |   | 第四十三條          |
| 二 | 地域活性化建築物整備事業                                   |   | 第四十四條          |
| 三 | 特別用途地区地域活性化建築物整備事業                             |   | 第四十五條          |
| 四 | 特定農業者特定酒類製造事業                                  |   | 第四十六條          |
| 五 | 特産酒類製造事業                                       |   | 第四十七條          |
| 六 | 民間事業者特別養護老人ホーム設置事業                             |   | 第四十八條          |
| 七 | 特定水力発電事業                                       |   | 第四十九條から第五十二條まで |
| 八 | 政令等規制事業で第五十三條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの         |   | 第五十三條          |
| 九 | 地方公共団体事務政令等規制事業で第五十四條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの |   | 第五十四條          |

理 由

産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総合特別区域法案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の目的及び要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、基本理念、総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、総合特別区域計画の作成及び認定、当該認定を受けた同計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

総合特別区域における産業の国際競争力の

強化及び地域の活性化は、地方公共団体が、これらの実現のために必要な政策課題の解決を図るため、当該地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ主体的に行う取組により、地域経済に活力をもたらすとともに、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、国が、これらの取組に対して、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを旨として、行われなければならないこと。

2 総合特別区域基本方針の策定

政府は、閣議決定により、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「総合特別区域基本方針」という。)を定めなければならないこと。

3 国際戦略総合特別区域における特別の措置

(一) 国際戦略総合特別区域の指定等

(1) 内閣総理大臣は、地方公共団体の申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域について、国際戦略総合特別区域として指定することができること。

(2) 指定申請をしようとする一定の地方公共団体又は指定を受けた地方公共団体(以下「指定地方公共団体」という。)は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができると。

(一) 国と地方の協議会

内閣総理大臣、内閣総理大臣の指定する  
国務大臣及び指定地方公共団体の長は、国  
際戦略総合特別区域ごとに、新たな規制の  
特例措置等の整備等に関し必要な協議を行  
うための協議会を組織することができるこ  
と。

(二) 国際戦略総合特別区域計画の認定

指定地方公共団体は、国際戦略総合特別  
区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を  
申請するものとし、内閣総理大臣は、当該  
計画が総合特別区域基本方針等に適合する  
と認めるときは、関係行政機関の長の同意  
を得て、その認定をするものとする。

(四) 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく  
事業に対する特別の措置

(1) 規制の特例措置として、通訳案内士法  
の特例、建築基準法の特例、工場立地法  
及び地域産業集積形成法の特例、政令等  
で規定された規制の特例措置及び地方公  
共団体の事務に関する規制についての条  
例による特例措置について定めること。

(2) 法人課税の特例、国際戦略総合特区支  
援利子補給金の支給、財産の処分の制限  
に係る承認の手續の特例等について定め  
ること。

4 地域活性化総合特別区域における特別の措  
置  
(一) 地域活性化総合特別区域の指定等

(1) 内閣総理大臣は、地方公共団体の申請

に基づき、当該地方公共団体の区域内の  
区域について、地域活性化総合特別区域  
として指定することができること。

(2) 指定地方公共団体等は、内閣総理大臣  
に対して、新たな規制の特例措置等の整  
備等に関する提案をすることができるこ  
と。

(二) 国と地方の協議会

内閣総理大臣、内閣総理大臣の指定する  
国務大臣及び指定地方公共団体の長は、地  
域活性化総合特別区域ごとに、新たな規制  
の特例措置等の整備等に関し必要な協議を  
行うための協議会を組織することができる  
こと。

(三) 地域活性化総合特別区域計画の認定

指定地方公共団体は、地域活性化総合特  
別区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定  
を申請するものとし、内閣総理大臣は、当  
該計画が総合特別区域基本方針等に適合す  
ると認めるときは、関係行政機関の長の同  
意を得て、その認定をするものとするこ  
と。

(四) 認定地域活性化総合特別区域計画に基づ  
く事業に対する特別の措置

(1) 規制の特例措置として、通訳案内士法  
の特例、建築基準法の特例、酒税法の特  
例、老人福祉法の特例、河川法及び電気  
事業法の特例等、政令等で規定された規  
制の特例措置及び地方公共団体の事務に  
関する規制についての条例による特例措  
置について定めること。

(2) 個人所得課税の特例、地域活性化総合  
特区支援利子補給金の支給、財産の処分  
の制限に係る承認の手續の特例等につい  
て定めること。

5 総合特別区域推進本部の設置

総合特別区域における産業の国際競争力の  
強化及び地域の活性化に関する施策を総合的  
かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総  
理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部  
を置くこと。

6 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して二月  
を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後五年以内に、  
この法律の施行の状況について検討を加  
え、その結果に基づいて必要な措置を講ず  
るものとする。

二 議案の可決理由

本案は、産業の国際競争力の強化及び地域の  
活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進  
することにより、我が国の経済社会の活力の向  
上及び持続的発展を図るため、基本理念、総合  
特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指  
定、総合特別区域計画の作成及び認定、当該認  
定を受けた同計画に基づく事業に対する特別の  
措置、総合特別区域推進本部の設置等について  
定めるものであり、妥当なものと認め、可決す  
べきものと議決した次第である。  
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として、平成二十三年  
度一般会計予算に、百五十二億七千万円が計上  
されている。  
右報告する。

平成二十三年五月十三日

内閣委員長 荒井 聰

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

総合特別区域法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に  
留意し、その運用等について遺憾なきを期すべ  
きである。

一 総合特別区域については、我が国の現下の財  
政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限  
に活かすため、政策課題を解決する上で有効か  
つ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選  
して指定を行い、国と地域の政策資源を集中さ  
せること。

二 総合特別区域の指定に当たっては、当該指定  
が恣意的にならないよう、総合特別区域基本方  
針において具体的な指定基準を定めるととも  
に、有識者による客観的評価を活用するなど、  
指定審査過程の透明性を確保すること。

三 総合特別区域制度の運用に当たっては、民間  
等からの提案制度、総合特別区域協議会の活用  
等により、地域の住民、事業者、NPOなどの  
民間主体の創意工夫が最大限活かされるよう努  
めるとともに、これらの民間主体が総合特別区  
域における取組に主体的に参画できるよう十分  
配慮すること。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>四 関係各府省庁は、総合特別区域における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房・内閣府と緊密に連携し、積極的に対応すること。</p> <p>五 国際戦略総合特別区域における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の密接な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進すること。</p> <p>六 新たな規制の特例措置等に関する提案があった場合には、国と地方の協議会等において、その提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等の一層の充実・強化を図ること。</p> <p>七 総合特区通訳案内士制度については、地域における訪日外国人旅行者ニーズを踏まえ、通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な場合において、特定の観光資源や限定エリア等、地域の特性に応じたきめ細かなサービスを提供するものとし、特区自治体が確かな研修を行うことを担保することにより、そのサービス水準の低下を防ぐこと。また、総合特区通訳案内士が通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士とは別途の制度であることについてユーザーに的確に周知することにより、通訳案内士制度に対する信頼が損なわれるようなことがないよう万全を期すること。</p> <p>八 構造改革特別区域制度については、総合特別</p> | <p>区域制度との連携が十分に図られるよう、必要な体制整備に努めるとともに、これまでの実績や課題について、地域からの意見を踏まえつつ必要な検証を行い、地域にとつて使い勝手のよいものとなるよう見直しを行うこと。</p> <p>九 本法に規定する課税の特例に関する租税特別措置法上の取扱いについては、与野党における税制改正に関する協議の動向を踏まえ、別途検討を行うこと。</p> <p>十 東日本大震災による被害の甚大性に鑑み、当該被災地域の復旧復興を強力かつ効果的に支援するため、総合特別区域制度とは別に、大胆な規制・制度の特例と税制・財政・金融等各種の支援措置等を総合的かつ集中的に講ずる新たな特区制度の創設について検討を行い、早急に必要措置を講ずること。</p> |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| 発行所                             |              |
| 〒一〇五八四四五<br>二番四号<br>独立行政法人国立印刷局 | 東京都港区虎ノ門二丁目  |
| 電 話                             |              |
| 03<br>(3587)<br>4294            |              |
| 定 価                             |              |
| (本体<br>三三〇円)                    | 本号一部<br>三四五円 |